

青森市斎場整備運営等事業

要求水準書（案）

令和4年12月27日

青 森 市

目 次

用語の定義.....	1
第1 総則.....	2
1. 本書の位置付け.....	2
2. 本事業の目的・基本方針.....	2
3. 事業概要.....	2
4. 適用法令・基準.....	5
5. その他.....	8
第2 施設の機能及び性能に関する要求水準.....	11
1. 基本要件.....	11
2. 施設の基本方針.....	14
3. 事業用地等整備要件.....	15
4. 建築施設整備要件.....	16
5. 施設構成及び諸室要件.....	17
6. 火葬炉設備要件.....	23
7. 建築付帯設備要件.....	40
第3 設計業務要求水準.....	47
1. 総則.....	47
2. 基本設計.....	48
3. 実施設計.....	49
4. 既存施設の解体設計.....	50
5. その他関連業務.....	51
第4 建設業務要求水準.....	52
1. 総則.....	52
2. 事前調査業務.....	54
3. 建築工事業務.....	54
4. 火葬炉設置業務.....	58
5. 備品等調達・設置業務.....	61
6. 環境保全対策業務.....	62
7. その他関連業務.....	62
8. 稼働準備業務.....	63
第5 解体業務要求水準.....	64
1. 総則.....	64
2. その他既存施設の解体に必要な業務.....	66
3. 伐木・伐根業務.....	67
第6 工事監理業務要求水準.....	68
1. 総則.....	68
2. 工事監理業務の実施.....	68
第7 維持管理業務要求水準.....	70
1. 総則.....	70
2. 建築物保守管理業務.....	75
3. 建築設備保守管理業務.....	77
4. 火葬炉保守管理業務.....	77
5. 清掃業務.....	78

6 .植栽・外構・緩衝緑地維持管理業務	79
7 .警備業務	79
8 .環境衛生管理業務	80
9 .備品等管理業務	80
10 .除排雪業務	81
11 .残骨灰及び集じん灰の管理	81
12 .エネルギー・マネジメント業務	81
13 .事業期間終了前の引継業務	82
第8 運営業務要求水準	84
1 .総則	84
2 .施設の運営概要	87
3 .開業準備業務	88
4 .予約受付業務	88
5 .利用者受付業務	89
6 .告別・炉前・収骨等業務	89
7 .火葬炉運転業務	90
8 .遺族控室提供業務	91
9 .公金収納代行業務	91
10 .動物の火葬業務	92
11 .本事業期間終了前の引継業務	92
12 .その他運営上必要な業務	92

添付資料一覧

- 資料1 整備区域図
- 資料2 青森市斎場建替基本計画
- 資料3 青森市斎場 伐木・伐根範囲
- 資料4 青森市斎場 施設、設備等の維持管理に関する業務一覧表
- 資料5 青森市浪岡斎園 施設、設備等の維持管理に関する業務一覧表
- 資料6 青森市斎場 運営に関する業務一覧表
- 資料7 青森市浪岡斎園 運営に関する業務一覧表
- 資料8 青森市浪岡斎園 植栽・外構・緩衝緑地維持管理範囲
- 資料9 青森市斎場 備品一覧
- 資料10 青森市浪岡斎園 備品一覧
- 資料11 新斎場・現斎場・浪岡斎園 火葬タイムテーブル案

用語の定義

青森市斎場整備運営等事業要求水準書（案）では、次のように用語を定義する。

用語	定義
本事業	「青森市斎場整備運営等事業」をいう。新斎場の整備及び維持管理・運営に加え、新斎場供用開始までの間の現斎場の維持管理・運営、現斎場の解体並びに浪岡斎園の維持管理・運営を含む。
新斎場	青森市斎場として新たに整備を行う施設をいう。
現斎場	現在運営している「青森市斎場」をいう。
浪岡斎園	現在運営している「青森市浪岡斎園」をいう。
事業者	青森市と事業契約を締結し、本事業を実施する者をいう。
保全	建築物等の全体又は部分の機能及び性能を使用目的に適合するようにすること。
点検	建築物等の建築状態や減耗の程度等をあらかじめ定めた手順により調べること。
保守	建築物等の初期の性能及び機能を維持する目的で、周期的又は継続的に行う注油、小部品の取替え等の軽微な作業のこと。
修繕	劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を現状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させること。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取替え等及び大規模な修繕を除く。
大規模修繕	修繕のうち、建物の過半の部分や主要な構築物など、重要な部位や機能の変更を対象とするもののこと。
更新	劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を、当初（初期の水準）と同程度以上に取り替えるもしくは改めること。
会葬者等	遺族、会葬者をいう。

第1 総則

1. 本書の位置付け

本書は、青森市が、本事業を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、本事業に参加しようとする者を対象に公表する「入札公告及び入札説明書」等と一体のものであり、本事業の「設計業務」「建設業務」「解体業務」「工事監理業務」「維持管理業務」「運営業務」について、青森市が事業者に要求するサービス水準を示すとともに、本事業に参加する事業者の提案に具体的な指針を示すものである。

応募者は要求水準として具体的な特記仕様のある内容については、これを遵守して提案を行うこととし、要求水準として具体的な特記仕様が規定されていない内容については、積極的に創意工夫を発揮した提案を行うものとする。

2. 本事業の目的・基本方針

現斎場は昭和47年に供用開始し、令和3年度末で約50年間経過することになり、各所に経年劣化が見られるなど、施設の老朽化が懸念されている。

また、急速な高齢化の進展により、今後さらに死亡者数の増加が予測されることや社会状況の変化に伴う斎場に対する新たな市民ニーズへの対応など、様々な課題を抱えている。

このような状況に対応するためには、現斎場の改修だけでは限界があることから、青森市では、現斎場の建て替えを行うこととし、令和4年3月に「青森市斎場建替基本計画」を策定した。

また、現斎場の建て替え及びその後の維持管理・運営に関して、民間活力を活かした整備を行うべく、D B O方式による事業推進を図ることとした。

本事業は、「青森市斎場建替基本計画」及び「青森市斎場建替に係るP F I等導入可能性調査」を踏まえて実施するものとし、新斎場の設計、建設、維持管理・運営について、事業者の創意工夫を活用することにより財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上を図ることを目的とし実施するものである。

また、本事業には、新斎場供用開始までの間の現斎場の維持管理・運営業務と浪岡斎園の維持管理・運営業務についても含むものとする。

なお、事業実施に際しては、地元事業者と大手事業者の連携や地元経済への貢献が図られることを期待するものである。

3. 事業概要

1) 事業名

青森市斎場整備運営等事業

2) 事業内容

本事業において事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。なお、各項目の詳細については入札説明書等に示すとおりとする。

業務項目	新斎場	現斎場	浪岡斎園
1) 設計業務			
① 基本設計	○		
② 実施設計	○		
③ 既存施設の解体設計		○	
④ その他関連業務（施設整備に係る各種許認可、必要な調査等）	○		
2) 建設業務			
① 建築工事業務	○		
② 火葬炉設置業務	○		
③ 備品等調達・設置業務	○		
④ 環境保全対策業務	○		
⑤ その他関連業務（各種許認可等）	○		
⑥ 稼働準備業務	○		
3) 解体業務			
① 既存施設の解体業務		○	
② その他既存施設の解体に必要な業務		○	
③ 伐木・伐根業務		○	
4) 工事監理業務			
① 工事監理業務	○	○	
5) 維持管理業務			
① 建築物保守管理業務	○	※1	※1
② 建築設備保守管理業務	○	※1	※1
③ 火葬炉保守管理業務	○		
④ 清掃業務	○	○	○
⑤ 植栽・外構・緩衝緑地維持管理業務	○	○	○
⑥ 警備業務	○	○	○
⑦ 環境衛生管理業務	○	○	○
⑧ 備品等管理業務	○	○	○
⑨ 除排雪業務（主に駐車場）	○	○	○
⑩ 残骨灰及び集じん灰の管理業務（処理委託は市が行う）	○	○	○
⑪ エネルギーマネジメント業務	○		
⑫ 本事業期間終了前の引継業務	○		○
6) 運営業務			
① 開業準備業務	○	○	○
② 予約受付業務	○	○	○
③ 利用者受付業務	○	○	○
④ 告別・炉前・収骨等業務	○	○	○
⑤ 火葬炉運転業務	○	○	○
⑥ 待合エリア提供業務	○	○	○
⑦ 公金徵収代行業務	○	○	○
⑧ 動物の火葬業務	○	○	○
⑨ 本事業期間終了前の引継業務	○		○

※1：建築物及び建築設備の日常点検、小破修繕を対象とする。

3) 事業方式

ア 本事業は、PFI法に準じて、新斎場の設計、建設、維持管理及び運営に加え、現斎場及び浪岡斎園の維持管理及び運営を一体的に行うDBO方式(SPC設立義務)により実施する。

イ 維持管理及び運営に当たって、青森市は、新斎場の供用開始に先立ち、現斎場及び浪岡斎園について、地方自治法第244条の2第3項に基づき事業者を指定管理者として指定する予定である。

また、新斎場の供用開始に当たって、引き続き事業者を指定管理者として指定する予定である。

4) 事業スケジュール

令和5年12月（契約締結）から令和28年3月末日（事業期間終了）までとする。

4. 適用法令・基準

本事業の実施に当たっては、次に示す関係法令・条例等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の要求水準と照らし合わせて参考にすること。なお、いずれも事業契約締結時点での最新版を遵守すること。

また、関係法令に基づく許認可等が必要な場合は、事業者がその許認可を取得するものとする。

1) 法令等（法律にあっては、その法律に基づく政令、省令及び告示等を含む。また条例の場合にあっては、その条例に基づく規則及び告示等を含む。）

- ・地方自治法
- ・墓地、埋葬等に関する法律
- ・建築基準法
- ・都市計画法
- ・森林法
- ・道路法
- ・道路交通法
- ・消防法
- ・宅地造成等規制法
- ・環境基本法
- ・電気事業法
- ・水質汚濁防止法
- ・大気汚染防止法
- ・土壤汚染対策法
- ・悪臭防止法
- ・騒音規制法
- ・高圧ガス保安法
- ・ガス事業法
- ・水道法
- ・浄化槽法
- ・駐車場法
- ・ダイオキシン類対策特別措置法
- ・景観法
- ・屋外広告物法
- ・文化財保護法
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

- ・振動規制法
- ・建設業法
- ・労働安全衛生法
- ・労働基準法
- ・最低賃金法
- ・警備業法
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
- ・道路構造令
- ・電気設備に関する技術基準を定める省令
- ・危険物の規制に関する政令
- ・道路標識、区画線及び道路標示に関する命令
- ・青森県屋外広告物条例
- ・青森県景観条例
- ・青森県環境の保全及び創造に関する基本条例
- ・青森県福祉のまちづくり条例
- ・青森市個人情報保護条例
- ・青森市中小企業振興基本条例
- ・青森市水道事業条例
- ・青森市農業集落排水施設条例
- ・青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- ・青森市市街化調整区域に係る開発行為等の許可の基準に関する条例
- ・青森市墓地、埋葬等に関する法律 施行細則
- ・青森市墓地、埋葬等に関する法律 委任事務処理要領及び許可基準
- ・青森市斎場条例
- ・青森市景観条例
- ・青森市屋外広告物条例
- ・青森市駐車場条例
- ・青森市暴力団排除条例
- ・一類感染症により死亡した患者の御遺体の火葬の実施に関するガイドライン（厚生労働省）
- ・新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬

送、葬儀、火葬等に関するガイドライン（厚生労働省、経済産業省）

- ・その他、本事業の業務に関する関係法令等

2) 設計基準、仕様書等

国土交通省（又は建設省）大臣官房官庁営繕部監修、（一社）公共建築協会編集の次に掲げる基準等（いずれも最新版）

- ・官庁施設の基本的性能基準及び同解説
- ・建築設計基準及び同解説
- ・建築構造設計基準及び同解説
- ・建築設備設計基準
- ・建築設備計画基準・同要領
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・建築工事標準詳細図
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・工事監理ガイドライン
- ・建築物解体工事共通仕様書
- ・建築工事安全施工技術指針・同解説
- ・官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説
- ・排水再利用・雨水利用システム計画基準・同解説
- ・建築保全業務共通仕様書及び同解説
- ・青森県土木工事共通仕様書
- ・防災調整池設置指導要綱
- ・アスファルト舗装要綱
- ・アスファルト舗装工事共通仕様書
- ・道路照明施設設置基準
- ・視線誘導標設置基準
- ・道路標識設置基準
- ・道路反射鏡設置指針
- ・防護柵の設置基準
- ・車両用防護柵標準・同解説
- ・火葬場の建設・維持管理マニュアル 改訂版（日本環境斎苑協会）
- ・火葬炉設備の選定にかかるガイドラインの作成に関する研究（厚生行政科学研究）
- ・悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定

- ・火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（火葬場から排出されるダイオキシン削減対策検討会）
- ・その他、本事業の業務に関する設計基準、仕様書、各種指針等

3) 計画等

- ・青森県景観色彩ガイドプラン（平成12年3月）
- ・青森市景観計画（令和3年4月）
- ・青森市斎場建替基本計画（令和4年3月）
- ・青森市斎場建替に係るPFI等導入可能性調査業務報告書（令和4年3月）

5. その他

1) 個人情報の保護及び秘密の保持

事業者は、業務を実施するに当たって知り得た個人情報を取り扱う場合については、漏洩、滅失又は毀損の防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を関連法令に準拠して講じること。また、業務に従事する者又は従事していた者は、個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

なお、事業者は、業務の実施において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

2) 要求水準の変更

①要求水準の変更事由

青森市は、次の事由により、事業期間中に要求水準を変更する場合がある。

ア 法令等の変更により、業務内容が著しく変更されるとき。

イ 災害や事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき、又は業務内容が著しく変更されるとき。

ウ 青森市の事由により、業務内容の変更が必要なとき。

エ その他業務内容の変更が必要と認められるとき。

②要求水準の変更手続き

青森市は、要求水準を変更する場合、事前に事業者に通知する。要求水準の変更に伴い、事業者に支払う委託料を含め、事業契約書の変更が必要となる場合は、必要な契約変更を行うものとする。

3) 燃料費・光熱水費の負担について

ア 本事業の維持管理・運営業務に要する燃料費及び光熱水費（電気、水道、ガス、液体燃料）のうち、火葬炉燃料に係る費用（電気と灯油）は青森市が負担する。それ以外の燃料費及び光熱水費は事業者の負担とする。支払方法については、事業者が

供給者と契約し、青森市が実費相当額を事業者に支払うことを想定している。なお、供給者との契約にあたっては事前に青森市と協議すること。

- イ 事業者提案の売店、軽食コーナーにより発生する燃料費及び光熱水費（電気、水道、ガス、液体燃料等）は、事業者が負担することとし、適切な系統分けを行い、費用分担すること。
なお、自動販売機は青森市が入札を行い設置する。
- ウ 事業者は、本事業の維持管理・運営業務において、積極的に省エネルギー及び省資源に取り組み、事業者が提案時に想定する使用量を上回ることのないよう取り組むこと。

4) 燃料等備蓄、災害時の対応

新斎場では、大規模災害発生時において、大規模災害により被災した市町村が遺体の火葬を行うことが困難となった場合において、青森県内及び県外の他の火葬場と連携して広域火葬に対応する。事業者は、以下の対応を行うこと。

①平常時の対応

ア 事業継続計画の立案

大規模災害が発生した場合に加え、青森県内および近隣市町村における施設の不具合の発生、火葬炉運転業務の従事者の感染症罹患等の事由において火葬を行うことが困難となった場合の他の火葬場との連携に備えた事業継続計画書を、供用開始前までに作成し、青森市の承認を得ること。

イ 資機材の準備等

災害発生時にインフラ等が遮断された場合を想定し、以下の資機材を常備すること。備蓄量については、事業者において適切に提案すること。非常用燃料の備蓄に関しては燃料が入替可能な構造とし、定期的に燃料の入れ替えを行うこと。

- ・火葬炉燃料（ただし、通常業務終了時に通常の火葬件数で3日間運転できる燃料を確保していること。）
- ・最低限の諸室に電力供給を行う非常用発電設備及びその燃料（地上型タンクも検討すること。）

②災害発生時の対応

事業者は、災害発生時において青森市より要請があった場合は、業務時間の延長や他施設への火葬要員の派遣に協力すること。詳細については、「第8／1／9／災害発生時の対応」を参照すること。

5) 地域貢献への取り組み

事業者は、本事業に関して、青森市での積極的な雇用促進や地域企業の活用などを行

い、地域経済への貢献に努めること。

6) 本事業期間終了時の引継ぎ等

事業者は、本事業期間終了時において、新斎場及び浪岡斎園が本要求水準書で提示した性能及び機能を発揮でき、著しい損傷がない状態で青森市へ引継ぎすること。ただし、性能及び機能を確保することができる限り、経年による劣化は許容するものとする。詳細は「第7／13／本事業期間終了前の引継ぎ業務」を参照のこと。

なお、青森市において新斎場及び浪岡斎園のその後の事業実施方法の検討を行うに当たり、事業者は、青森市が効率的に適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、また、後任の指定管理者が維持管理・運営業務を円滑かつ支障なく遂行できるよう、業務の引継ぎに当たっての必要な協議・支援等を行うこと。

7) 本要求水準書に記載のない事項

本要求水準書に記載のない事項は、関係法令等を遵守したうえで、事業者の提案に委ねるものとする。

第2 施設の機能及び性能に関する要求水準

1. 基本要件

1) 施設要件

本事業における施設要件は、次のとおりとする。ただし、複数の告別室・収骨室・炉前ゾーンと控室ゾーンを一つのユニットとし、各ユニットを分離配置することにより、遺族・会葬者のプライバシーに配慮すること。

○ 新斎場の施設要件

項目	要求水準
構造	要求水準を満たす範囲で事業者提案に委ねるものとする
延床面積	2,500m ² 程度（要求水準を満たす範囲で事業者提案に委ねるものとする。）
火葬炉数	人体火葬炉8基（うち予備炉1基）、動物火葬炉1基
告別室兼収骨室	4室以上
遺族控室	7室以上
その他の施設	靈安室、事務室
駐車場	普通乗用車 59台以上（障がい者用3台含む。） 大型車 2台以上
その他の機能	予約システム（浪岡斎園も対象とする。）

○ 新斎場の諸室概要

区分	諸室
エントランスエリア	ポーチ、風除室、エントランスホール
火葬エリア	告別室兼収骨室、靈安室（保冷庫）
待合エリア	遺族控室、待合ホール、授乳室、キッズルーム、更衣室、僧侶・葬祭事業者等控室、トイレ等
火葬作業エリア	炉室・炉機械室、制御室、機械室、残灰・飛灰処理室、台車置場、倉庫、納灰室、その他（通路等）
管理エリア	事務室、更衣室（火葬炉運転業務の従事者用）、休憩室、倉庫、その他（通路等）
屋外付帯施設	駐車場及び構内通路、外灯、緩衝緑地、門、看板等

2) 葬送の流れ

①人体火葬

柩が火葬場に到着してから収骨までの流れは以下を基本とする。

祭壇に柩を安置→告別（読経・焼香）→最後のお別れ→入炉→収骨→退場

火葬及び冷却後、焼骨を斎場運営業務者が整骨し、収骨室にて遺族が収骨する方法とする。

なお、収骨の際は、喪主及び遺族による焼骨確認を実施すること。

②動物火葬

動物火葬は、人体火葬の会葬者とは、動線をわけること。

火葬及び冷却後、焼骨を斎場運営業務者が整骨し、利用者が収骨することを基本とする。

3) 施設の想定規模

一件当たりの斎場の会葬者等は、通常20人程度とし、最大50人程度を想定する。

将来の想定火葬件数については、資料2「青森市斎場建替基本計画」を参照すること。

4) 事業用地条件

①基本事項

新斎場建設予定地の事業用地条件

項目	内容
建設予定地	青森市大字新町野字菅谷138番地1
事業用地面積	15,225.12 m ²
都市計画	市街化調整区域
建ぺい率／容積率	60% ／ 200%

注1：建設時、現斎場を都市計画決定し、その面積を確定していることから、面積などを変更する際には、都市計画変更が必要になる。

注2：建設予定地は市有地であり、設計・建設期間中は、事業者に対して市が無償で貸し付けを行う。

浪岡斎園の事業用地条件

項目	内容
所在	青森市浪岡大字杉沢字山元434番地
事業用地面積	9,414.90 m ²
都市計画	非線引き区域
建ぺい率／容積率	70% ／ 200%

②測量

資料「青森市斎場用地測量業務報告書」を参照すること。

③地質及び地盤

資料「青森市斎場用地地質調査業務報告書」を参照すること。事業者の提案により、必要と判断する場合は、事業者において必要な調査を行うこと。

5) インフラ条件

本事業の実施に必要なインフラ整備は、事業者にて実施すること。なお、下表事項及び資料「周辺インフラ整備現況図」を参考とし、事業者の判断と責任において各設備管理者に確認すること。また事業者にて敷設を行った配管等の地中埋設物については、その経路及び深度を示す図面を青森市へ提出すること。

項目	内容
給水施設	関係機関と協議し、本事業用地内に引き込むこと。
排水施設 (農業集落排水施設)	関係機関と協議し、事業用地外の排水路に接続すること。
電気	電力会社と協議のうえ近隣既設の電力線から引き込むこと。
電話・通信	通信会社と協議のうえ近隣既設の電話線から引き込むこと。

2. 施設の基本方針

【基本方針1】将来の火葬需要や市民ニーズに対応できる施設整備

- ・将来の火葬需要に対応可能な火葬能力と収容力を備えた施設とする。
- ・希望する時間帯に火葬予約の受付ができる施設とする。
- ・冬場の交通渋滞等により到着が遅延した場合などでも対応できるよう、余裕をもったタイムテーブルにより運営できる施設とする。

【基本方針2】人生の終焉の場所として相応しく、遺族や会葬者に配慮した施設整備

- ・遺族及び会葬者的心情に配慮した良質な空間とサービスを提供できる施設とする。
- ・プライバシー確保のため、利用者の動線や控室等の配置に配慮した施設とする。
- ・誰もが快適に利用できるようユニバーサルデザインに基づいた施設とする。

【基本方針3】災害に強く安全・安心な施設整備

- ・施設の耐震化や自家発電設備の設置、火葬燃料の備蓄など、災害時においても施設稼働が可能となる災害に強い施設とする。

【基本方針4】周辺環境に配慮した施設整備

- ・火葬による排出ガス、悪臭、騒音、振動等は環境基準を遵守し、周辺環境への影響を最小限に抑えられる火葬炉設備を設置した施設とする。

【基本方針5】維持管理・運営のしやすい施設整備

- ・長期的な見地から、民間活力の活用を含め、建設、運営にかかるコスト削減が図られ、運営・維持管理のしやすい施設とする。

3. 事業用地等整備要件

1) 配置計画

- ア 将来において、新斎場を事業用地内で建て替えることを想定した計画とすること。
建て替えまでの間は緩衝緑地とするなど、将来の建て替え工事に当たって既存施設が利用可能な計画とすること。
- イ 事業用地の形状や災害、気候条件や季節風を考慮した配置とすること。
- ウ 事業用地周辺の住宅への心情、景観等に配慮した配置とすること。
- エ 靈柩車、会葬者等、事業者用の車両の動線に配慮すること。

2) 外構計画

- ア 施設へのアプローチ、施設内からの眺望等について、自然環境、周辺景観に配慮しながら、安らぎの感じられるランドスケープを計画すること。
- イ 現斎場にある樹木を活かしつつ、周囲からの景観に配慮した植栽やフェンス等を計画すること。
- ウ 事業用地内に適切な排水設備を設け、位置・寸法・勾配・耐荷力に注意し、不等沈下、漏水のない計画とすること。
- エ 建築物との取り合い部やスロープ箇所等、地盤沈下対策を十分検討すること。また、造成地への建物及び調整池の位置や、特に盛土部分の地盤沈下対策を十分検討すること。
- オ 外構工事に当たっては、事業地周辺に支障とならないよう周知並びに配慮すること。特に事業用地外の工事に当たっては十分留意すること。
- カ 落葉処理や雪廻いも含め、四季を通じて景観に配慮した樹木管理を行うこと。
- キ 火葬場の周囲に塀又は樹木による垣根が設けられ、隣接する土地との境界が明らかにされていること。
- ク 火葬場の事業用地内に緑地が設けられていること。

3) 排水路

- ア 工事に伴う伐木は伐根まで行い、適正に処理すること。
- イ 支障となる電柱等がある場合には、移設の手続きを行うこと。なお、移設費は事業者の責任と負担において実施すること。
- ウ 施工に先立ち青森市と施工協議を行うこと。
- エ 整備終了後は、工事に使用した区域について原状回復を行うこと。
- オ これらの協議及び各種申請手続き、分筆作業の支援等に伴う測量、設計及び工事費等については事業者の責任と負担において実施すること。
- カ 工事期間中は、周囲の草刈りを行うこと。

4. 建築施設整備要件

1) 構造計画

①耐震性能

施設の構造については、「官庁施設の総合耐震計画基準・対津波計画基準」及び同解説に基づき、次のとおりとする。

対象部位	耐震安全性の分類
構造体	II類
建築非構造部材	A類
建築設備	甲類

②施設の耐久年数

新斎場の建築物（主に躯体）の耐久年数を50年以上とする。個々の部位、部材、設備、部品等については、事業者は十分な機能を確保できるよう、施設の各部について合理的な長期修繕計画を立て、それに基づく材料の選択をし、施設保全を考慮した施設の設計を行うこと。

2) 仕上計画

- ア 建築意匠の計画に当たっては、風土や周辺環境との調和に十分配慮し、施設計画の基本方針の「人生の終焉の場所」として相応しいものとすること。
- イ 維持管理に留意し、清掃や管理を行いやすい施設となるよう配慮すること。
- ウ 内外装に使用する材料は、ホルムアルデヒド等の有害物質が発生するおそれのあるものを避け、断熱方法・工法、結露防止等にも十分配慮しながら、建物の耐久性を高めること。また、青森市木材利用促進基本方針に基づき地元産材の利用を積極的に行うこと。
- エ 仕上げの選定に当たっては、「第1／4／2)／設計基準、仕様書等」に示す建築設計基準及び同解説に記載される項目の範囲と同等以上にあることを原則とすること。
- オ ルーフドレン、といは、原則として屋外に設けない。やむを得ない場合は凍結の防止を考慮すること。
- カ 屋根、庇等は、雪が堆積しにくい形状か、雪が堆積しても自然落下しにくい形状又は融雪設備を設置するなど、落雪や雪庇の危険の防止を考慮したものとし、風による吹き溜まり等青森市の降雪、積雪状況に順応するよう考慮すること。
- キ エントランス、告別室兼収骨室、トイレ等多数の利用者が利用する場所の仕上げには、葬送の場にふさわしい材料を使用すること。また、床は滑り止めの加工を施すこと。また、積雪・寒冷地の厳しい外部環境に耐えうる構造及び仕様とすること。
- ク 会葬者等の目に触れることとなる設備は、機能性だけでなく、意匠性にも配慮する

- こと。
- ヶ 調湿機能や脱臭効果のある建材を用いる等、良好な室内環境の維持に努めること。
- ｺ 外観は、積雪時にも映えるような青森市の施設にふさわしいものとし、重みや尊厳のある施設とすること。

3) サイン計画

施設案内板や室名札等のサインは、各室の使用目的や使用条件を考慮し、それぞれの空間構成にふさわしい文字の大きさ、書体、色彩を踏まえたユニバーサルデザインとした計画とすること。屋外の看板・サインについては、積雪時でも視認性に問題がないよう計画すること。

5. 施設構成及び諸室要件

本事業で整備する斎場施設の区分は、次のエリアを基本とする。次に示す他、必要な施設及び施設の詳細については事業者の提案に委ねるものとする。

区分	諸室
エントランスエリア	ポーチ、風除室、エントランスホール
火葬エリア	告別室兼収骨室、靈安室（保冷庫）
待合エリア	遺族控室、待合ホール、授乳室、キッズルーム、更衣室、僧侶・葬祭事業者等控室、トイレ等
火葬作業エリア	炉室・炉機械室、制御室、機械室、残灰・飛灰処理室、台車置場、倉庫、納灰室、その他（通路等）
管理エリア	事務室、更衣室（火葬炉運転業務の従事者用）、休憩室、倉庫、その他（通路等）
屋外付帯施設	駐車場及び構内通路、外灯、緩衝緑地、門、看板等

1) 平面計画

- ア 動線計画に当たっては、祭壇に柩を安置→告別（読経・焼香）→最後のお別れ→入炉→収骨→退場と連続する葬送行為の流れを考慮し、会葬のスムーズな進行を確保すること。
- イ 遺族や会葬者等のプライバシーに配慮した計画とすること。
- ウ 動物火葬の出入口は、人体火葬の出入口とは別に設け、動物の死体等が一般の会葬者等の視界に入らないように配慮すること。
- オ 平面構成は、高齢者や障がい者をはじめ、すべての利用者が障害なく利用できるものとし、わかりやすい案内表示による会葬者等の誘導を図ること。また、来場者用の体温測定器など、感染症対策設備の設置を行うこと。

- カ 祭壇に柩を安置、告別（読経・焼香）、最後のお別れ、入炉、収骨、退場に移動する会葬者等同士及び火葬炉運転業務の従事者等との動線の交錯がなく、管理運営上も効率的な動線となるよう配慮するとともに、会葬者等にとってわかりやすく明快な動線計画、意匠計画とすること。
- キ 施設の長寿命化を踏まえ、設備等の更新、修繕が行いやすい計画とすること。
- ク 諸室等は、平面的だけでなく、配管、配線、ダクト類のスペース及び機器類の交換・保守点検に必要な空間を含め、各施設の立体的な空間の繋がりにも配慮して計画すること。
- ケ 搬入車の経路、バックヤードは会葬者等から見えないよう配慮すること。

2) エントランスエリア

①ポーチ

- ア 靈柩車及びマイクロバスが横付けできる乗降スペースを設けること。
- イ 降雨・降雪時に乗降がスムーズにできること。
- ウ 降雨・降雪時に会葬者等及び柩が濡れることのないよう、庇や囲い等の形状を工夫すること。庇等の高さや大きさについては、事業者の提案に委ねるものとする。
- エ 車両及び会葬者等が迷わないような適切な誘導表示を行うこと。
- オ 最大使用時においても乗降に支障のないスペースを確保すること。

②風除室、エントランスホール

- ア 会葬者等の主出入口とし、玄関口には風除室を設けること。
- イ 一時的に多数の会葬者等が集中することを考慮した計画とすること。
- ウ 会葬者等にわかりやすい案内表示を行うこと。

3) 火葬エリア

機能性のみでなく、遺族の心情に配慮し、自然光を取り入れるなど、落ち着いたゆとりある空間として工夫を図ること。また、待合エリアとの適切な分節を工夫すること。

①告別室兼収骨室

- ア 4室以上設置すること。告別室、収骨室の機能が一体となった部屋を火葬炉2基に対して1室設置すること。
- イ 通常1室約20人程度の会葬者等を想定するが、最大50人程度の会葬者等の利用にも対応できる構造とすること。室の区画に移動間仕切りを用いる場合は、操作性や防音に配慮した仕様とすること。
- ウ 特定の宗教、宗派の様式に偏らないように配慮すること。
- エ 焚香の煙を適切に除去し、臭気や汚れの付着に配慮すること。
- オ 各種宗教、宗派に対応できるよう祭壇等必要な備品を一式用意すること。

- カ 高齢者に配慮し、椅子を用意すること。
- キ 棺を運搬車から炉内台車へ乗せ換える作業や運搬車の移動等を円滑にできる十分なスペースを確保すること。また、広さに見合った天井高を確保すること。
- ク 床材は、運搬車及び炉内台車の重量に十分耐えられる材料を使用すること。
- ケ 火葬時の焼香用に炉前台（位牌、写真、生花、供物を設置）と焼香台（最大2台）、線香台を設置すること。
- コ 火葬後、炉内台車の移動に配慮した計画とすること。
- サ 清潔を保つため、微細粉、臭気の付着に対し十分な対策を行うこと。
- シ 遺族が棺を囲み、最後のお別れがされること。

②霊安室（保冷庫）

- ア 保冷機能を有する部屋を確保し、2体以上安置可能とすること。

4) 待合エリア

会葬者等が比較的長い時間を過ごす部屋については、利用者の利便性に配慮し、落ち着いたゆとりのある空間とすること。また、冬季の寒冷対策に留意すること。

①遺族控室

- ア 洋室を基本とし、1室20人程度の収容が可能な部屋を7室以上設けること。
- イ 可動間仕切りにより、一部隣室と併用可能な計画とすること。なお、可動間仕切りは、遮音性に優れたものとすること。
- ウ テーブル、椅子等を設置すること。
- エ 飲食を想定し、各室に給湯設備を設け、必要な備品（ポット、茶碗等）の収納棚を設けること。

②待合ホール

- ア 会葬者数が想定より多く遺族控室に入れない場合を想定し、誰でも利用できるオープンな待合スペースとして計画すること。
- イ ソファー等の家具を設置すること。

③授乳室

- ア 出入口は室内が見通せないように配慮すること。
- イ 椅子、おむつ替えベッド、給湯設備を設置すること。

④キッズルーム

- ア 怪我や事故等が起こらないように安全性や外部からの視認性に配慮すること。
- イ 幼児等の利用を想定し、感染症対策に配慮した玩具等を設置すること。

⑤更衣室

ア 各ユニットに1室以上設置すること。

⑥僧侶・葬祭事業者等控室

ア 2室以上設置すること。

イ 配置については、動物火葬の控室にも利用できるようにすること。ただし、動物火葬の控室利用者の動線が人体火葬の会葬者の動線と交わることがないようになると。

⑦トイレ

ア 会葬者等及び斎場運営業務者用の兼用とする。

イ 男子、女子、バリアフリー別に必要数を設置すること。

ウ バリアフリートイレには、簡易ベッドを設置しオストメイト対応とすること。

エ 大便器は洋式・温水洗浄付き暖房便座とし、便座の衛生面にも配慮すること。

オ 男子用トイレには、低リップ式小便器その他これに類する小便器を1以上設置し、周囲に手摺を設けること。

カ 便房には非常用ブザーを設置すること。異常があった場合に表示窓の点灯と音等により知らせることのできる機能と、事務室への移報・表示を行う機能を有し、利用者の安全性を確保すること。

キ トイレには擬音装置を設置すること。

ク バリアフリートイレの他に、男女トイレそれぞれに手摺を設けた便房及び洗面器を1以上設置すること。

ケ トイレに設ける衛生器具を自動式とする場合、手動で操作可能なレバーハンドルを設ける等、停電時にも対応可能な器具を1か所以上設置すること。

コ 便房にベビーチェアを設置すること。その他事業者が想定する子ども連れの会葬者の需要を踏まえ、子ども連れの会葬者の利用に配慮すること。

5) 火葬作業エリア

炉室・炉機械室や制御室、その他諸室が連携し、火葬ピーク時にも、火葬業務がスムーズに行える計画とすること。

換気や空調等、火葬の作業環境に十分配慮するほか、台車等の整備や材料等の保管、作業スペースに配慮すること。

①炉室・炉機械室

ア 火葬炉運転業務の従事者の健康管理に留意し、吸音、換気や空調、騒音・振動・温湿度等を十分検討し、良好な作業環境を保つこと。

- イ 火葬炉の間隔は1.5m以上とし、可能な限り間隔を確保すること。
- ウ 台車等の保管や整備、材料等の保管等の作業スペースを十分に確保すること。
- エ 枢運搬車は使用しやすく目立たない位置に格納する空間を確保すること。
- オ 火葬炉の保全管理や更新を踏まえた計画とすること。
- カ 火葬炉の排気口は、周辺住居から見えないように配慮すること。

②制御室

- ア 火葬炉の運転状況の確認、各種の計器、感知器により監視・制御する場所であり、監視カメラによる遠隔監視を行う。
- イ 各炉の稼働状況、運転データや排ガス性状態を監視・記録する中央監視設備を設置すること。

③機械室

- ア 施設内の空調・換気設備を設置するための部屋を整備すること。

④残灰・飛灰処理室

- ア 集積した収骨灰・集じん灰は、人体と動物で区分して一時保管すること。
- イ 排出の際に、会葬者等の目に触れることのないような計画とすること。

⑤台車置場

- ア 炉内台車、枢運搬車を保管するスペースを確保すること。
- イ 修理材料や備品を保管できる場所を確保すること。
- ウ 清掃やメンテナンスができるよう配慮すること。

⑥倉庫

- ア 火葬に必要な道具類、消耗品類、清掃用具等を会葬者等の目に触れないように保管する倉庫等を設けること。
- イ 道具類の清掃のための流し等も必要に応じて設けること。

⑦納灰室

- ア 残骨灰を一定期間収めるための場所であり、遺族の目に触れないよう配慮すること。
- イ 効率的に作業を行えるよう配慮した計画とすること。

⑧その他（通路等）

- ア 機械や設備の点検、整備、修理等の作業を安全に行えるよう周囲に十分な空間と通路を設けること。

6) 管理エリア

会葬者等と管理者との動線を分離すること。

良好な執務条件の確保、管理者の健康維持、作業効率の向上を目指し、コンパクトな動線計画、遮音性の高い快適な執務空間の創出、冬季の寒冷対策など、ゆとりのある作業スペースに留意して計画すること。

①事務室

ア 火葬受付、火葬許可証の内容確認等を行うため、わかりやすく利便性のある位置に設けること。

イ 受付窓口から事務室内部が見えないよう配慮すること。

ウ 事務室内に、簡易間仕切り等により、会葬者等が体調を崩した場合の休憩スペースを設け、簡易ベッド、自動体外式除細動器（AED）等を設置すること。

エ 耐火施錠方式金庫を設置し、使用料を管理すること。

オ 事務机、椅子、パソコン、プリンター、ロッカー、キャビネット等を設置すること。

②更衣室（火葬炉運転業務の従事者室）

ア 作業者用更衣室（更衣スペース）は、火葬炉運転業務の従事者専用として、事務室内に計画すること。

イ 更衣室は、男女別に設置すること。

③休憩室

ア 必要となる家具（冷蔵庫等）を配置し、備品（ポット、茶碗）等の収納や必要なサービスができるように配慮すること。

④倉庫

ア 許可証控等運営に必要な書類、本事業期間中に作成する書類等が保管できるようにすること。

イ 本事業期間後も施設を稼働することを考慮したスペースを確保すること。

⑤その他（通路等）

ア 安全に業務が遂行できるよう、十分な空間と通路を設けること。

7) 屋外付帯施設

①駐車場及び構内通路

ア 歩行者と車両の動線分離を原則とする。

- イ 会葬者等、靈柩車、業者及び火葬炉運転業務の従事者の車両の動線が交錯しないよう、単純でわかりやすく安全性の高い計画とすること。また、車両動線は安全性の視点から余裕をもった視距や回転半径の確保に留意すること。
- ウ 高齢者や障がい者等の利用にも配慮したわかりやすい誘導表示を設置すること。
- エ アプローチや駐車場等は、特にユニバーサルデザインを意識し、一台当たりの駐車スペース、車両等誘導表示、車道及び歩道の動線は利用しやすいよう工夫すること。
- オ 事業者用等の駐車場は、会葬者等用とは別に設け、可能な限り会葬者等と動線を分離すること。
- カ 駐車場には植栽帯等を効果的に配置し、駐車場エリアと火葬施設の視覚的な分離を図ること。
- キ 駐車場は積雪、凍結等を考慮した構造とし、除雪、堆雪等を考慮した広さとすること。
- ク 歩道及びスロープは滑りにくい仕上げとし、施設等からの落雪に配慮した安全な位置とする。
- ケ 車止めの設置については、除雪時に邪魔にならないように配慮し、計画すること。
- コ 車いす利用者用駐車スペースから新斎場出入口までの通路には融雪設備を設置し、冬期間の安全性に配慮すること。
- サ 路面（車いす利用者用駐車スペースから新斎場出入口までの通路）の融雪に電熱設備を敷設する場合は、センサー等の制御により省エネルギー化を図ること。

②外灯

- ア 夜間の利用者の視認性や安全性、施設の防犯性等の確保のため、外灯を設置すること。なお、設置個所については、事業者提案による。

③緩衝緑地等

- ア 事業用地内の緑化については、地域性の感じられる植栽とし、環境保全及び維持管理費の低減に十分配慮すること。
- イ 火葬場の周囲に塀又は樹木による垣根を設け、隣接する土地との境界が明らかにすること。

6. 火葬炉設備要件

1) 基本要件

①設計要件

- ア 基本的には灯油による火葬炉により計画すること。
- イ ダイオキシン類、ばい煙、排水、悪臭、騒音等の周辺環境に十分配慮した設備と

- し、いかなる場合も無煙・無臭とすること。
- ウ 高い安全性と信頼性及び十分な耐久性を有すること。
- エ 会葬者等の火傷防止等、安全に十分配慮した計画とすること。
- オ 遺体の取扱いに十分配慮した設備とすること。
- カ 火葬に係る作業全般において、快適で安全な作業環境を確保し、極力自動化を図ることによりコストの削減を図ること。
- キ 維持管理や将来のオーバーホール等が容易な構造とすること。
- ク 災害発生時の対応を考慮した設備とすることとし、火葬開始後は、いかなる部位の故障があっても、当該火葬炉内で火葬を完了するよう計画すること。
- ケ 関係法令等に定めるもののほか、本要求水準書に記載する項目を満足する設備を設置すること。なお、詳細にわたり明記しないものであっても、この施設の目的達成上必要な機械、機構、装置類、材質等については、事業者が責任をもって完備すること。

②火葬計画

ア 設置基数等

区分	基数	長さ×幅×高さ (mm)	遺体重量等	柩重量	副葬品
人体炉	8基	2,100×700×600 程度	～120kg	25kg	5 kg
動物炉	1基	—	～120kg	—	—

イ 火葬計画

a) 人体炉

- ・人体及び死体（死胎を含む）及び死産児（妊娠4か月未満）、人体の一部、改葬のための火葬の取り扱いは、告別15分、火葬・冷却75分、収骨15分を基本とする。
- ・8基中7基で運転することを基本とし、交互運転によりメンテナンスに対応できる計画とする。
- ・火葬回数は7基での運転により、2運転／炉・日を目安とする。また火葬が集中する場合は、最大3運転／炉・日、最大17件／日とする。（ただし、大規模災害時にはこの限りではない。）

b) 動物炉

- ・火葬回数は4件～6件／炉・日とすること。

③火葬炉主要機能

ア 火葬時間

- ・主燃バーナ着火から消火までの時間は通常60分とすること（ただし遺体重量80kg以上はその限りでない）。
- ・冷却時間（炉内冷却+前室冷却）は、冷却を開始してから平均15分で収骨可能な温度になるものとすること。

イ 使用燃料

- ・灯油を基本とする。ただし、事業者において災害時やライフサイクルコスト等を検討し、最適と判断したものを提案すること。

ウ 主要設備方式

- a) 炉床方式：台車式とする。
- b) 排ガス冷却方式：ダイオキシン類等の発生を防ぎ、均一、急速に降温できる方式とする。
- c) 排気方式

- ・人体炉及び動物炉とも、強制排気方式で1炉1排気系列を基本とする。なお、人体炉については、2炉1排気系列の提案も可とするが、1排気系列内の火葬炉の一部が点検整備等により運転停止中であっても、同系列内の当該炉以外は運転が可能なシステムとすること。
- ・異なる排気系列との接続は行わない。ただし、緊急時の接続については、安全性、耐久性等の基本的な性能確保を前提に、他事例での実績、接続できる利点と費用対効果等を提示の上、事業者の提案に委ねるものとする。

エ 燃焼監視・制御

- ・各火葬炉の燃焼・冷却・排ガス状況等、運転に係る各機器の制御、運転状況等の監視及び記録等については、コンピューター等で一括して行うものとすること。
- ・記録したデータを青森市へ提出できるよう、必要に応じて出力が可能とすること。

オ 安全対策

- ・日常の運転について危険防止及び操作ミス防止のため、各種インターロック装置を設け、非常時の場合、各装置がすべて安全側へ作動するよう緊急時回路を設置すること。
- ・火葬炉運転業務の従事者の安全性確保、事故防止には十分配慮すること。
- ・火葬炉運転業務の従事者の火傷防止のため、機器類、配管類の表面温度が、50℃以下になるよう保温（断熱）工事を行うこと。
- ・自動化した部位については、すべて手動操作が可能なよう設計すること。

カ 異常・非常時の運転

- ・炉内温度、炉内圧、排ガス温度等に異常が生じた場合には、迅速かつ適切に対応し、火葬を継続できる運転システムとすること。

- ・停電時には、発電設備からの電力供給を受けるシステムとすること。
- ・停電時においても環境基準等を満足する運転が可能なシステムとすること。
- ・非常用の発電設備は、上記条件及び「第1／5／4) 燃料等備蓄、災害時の対応」、「第2／7／1)／⑦発電設備」を考慮し、電気設備として整備すること。

キ その他条件

- ・保守点検及び維持管理が容易な構造、配置とし、作業及びメンテナンススペースを確保すること。
- ・機器配置はオーバーホール時を考慮して設計すること。
- ・可能な限り、他メーカーでの更新対応可能な機器配置とすること。

④公害防止基準

公害防止基準は以下のとおりとする。

なお、これらの基準が運営期間にわたって守られるよう、施設整備段階で十分な性能確認を行うとともに、運営期間においても定期的に検査を行うこと。特に、火葬炉整備に当たっては、これらの基準に十分配慮した施設選定や運用方法の検討を行った整備計画とすること。

また、特に指定していないものについては、関係法令等により確認すること。排ガス及び悪臭に関し、基準として明記されていない種類の物質に対しても、周辺環境に悪影響を与えることのないよう配慮すること。

ア 排ガスに係る基準

- ・排ガスに係る基準値については、次の基準値以下とする。

< 1 排気筒出口における基準値 >

規制物質	基準値
ばいじん	0.01g/m ³ N
硫黄酸化物	30ppm
窒素酸化物	250ppm
塩化水素	50ppm、副葬品抑制
一酸化炭素	30ppm
ダイオキシン類濃度	0.1ng-TEQ/m ³ N

※基準値は酸素濃度12%換算値（1工程の平均値）とする。

イ 悪臭に係る基準

- ・特定悪臭物質については、1 排気筒出口において次の基準値以下とする。

項目	規制基準 (大気中における含有率)
アンモニア	1ppm 以下

メチルメルカプタン	0.002ppm 以下
硫化水素	0.02ppm 以下
硫化メチル	0.01ppm 以下
二硫化メチル	0.009ppm 以下
トリメチルアミン	0.005ppm 以下
アセトアルデヒド	0.05ppm 以下
プロピオンアルデヒド	0.05ppm 以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm 以下
イソブチルアルデヒド	0.02ppm 以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm 以下
イソバレルアルデヒド	0.003ppm 以下
イソブタノール	0.9ppm 以下
酢酸エチル	3ppm 以下
メチルイソブチルケトン	1ppm 以下
トルエン	10ppm 以下
スチレン	0.4ppm 以下
キシレン	1ppm 以下
プロピオン酸	0.03ppm 以下
ノルマル酪酸	0.001ppm 以下
ノルマル吉草酸	0.0009ppm 以下
イソ吉草酸	0.001ppm 以下

- ・臭気濃度については、次の基準値以下（排気筒出口臭気指数については基準値以上）とする。また、臭気指数については「よくわかる臭気指数規制 2 号基準 環境省水・大気環境局大気生活環境室」を参照すること。

項目	基準値
排気筒出口	500
排気筒出口臭気指数	27
事業用地境界	10

ウ 騒音に係る基準

- ・騒音については、次の基準値以下とする。

測定箇所	基準値
作業室内	80dB (A) (全炉稼働時)
告別収骨室	60dB (A) (全炉稼働時)
事業用地境界	55dB (A) (全炉稼働時)

エ 振動に係る基準

- ・振動については、次の基準値以下とする。

＜振動規制基準＞

測定箇所	基準値
事業用地境界	60dB (A)

⑤性能試験

着工前、竣工時及び供用開始後は年1回、青森市立会いのもと排ガス等の検査を実施し、検査結果を青森市に報告すること。

ア 基本条件

- ・排ガス等の検査は、精度管理を適切に実施し、法的資格を有する第三者機関に委託すること。
- ・事業者は、青森市と協議のうえ、性能に関する試験の方法、時期等を記載した「性能試験実施要領」を作成すること。なお、試験項目ごとの測定方法、分析方法等は、関係法令及び規格等に準拠したものとすること。
- ・事業者は、「性能試験実施要領」に基づき試験を実施し、その結果を報告書として青森市に提出すること。
- ・事業者は、運営期間中、定期検査によって公害防止基準を上回る排気ガスの排出が確認された場合、速やかに青森市に報告を行うとともに、予約状況等を勘案のうえ、該当する排気系列の炉の運転を停止し、自らの責任と費用において改善策を講じること。なお、他の炉の改善策の実施や運転再開については、青森市と協議のうえ決定すること。

イ 着工前調査

- ・着工前に、現況を把握するため、事業用地境界において大気、悪臭、騒音、振動の測定を行うこと。
- ・測定地点は、青森市と協議のうえ決定すること。

ウ 竣工時検査

- ・竣工時に、大気、悪臭、騒音、振動の測定を行うこと。なお、大気、悪臭の検査は、引渡し日の2週間以内に実施すること。
- ・大気、悪臭のうち排気筒出口での値が定められているものについては、各排気系列運転時に実施し、全系列について行うこと。
- ・事業用地境界における悪臭の測定は、事業者の提案する運営計画上最大稼働数の炉が同時運転されている時に実施すること。
- ・騒音、振動に関する測定は、竣工時の全炉運転（空運転）時に行うこと。

エ 定期検査

- ・毎年1回、大気、悪臭の測定を行うこと。
- ・測定時期及び測定対象系列（毎年1系列）は、その都度青森市が指定する。測定

時期は、火葬炉設備（火葬炉及びフィルター含む）の清掃等を行う前の時期とし、事業者の維持管理計画を勘案して青森市が指定する。

オ その他

- ・周辺住民等から苦情が発生した場合には、速やかに調査を実施し、対策を行うこと。

2) 機械設備

①共通事項

ア 一般事項

- ・設備の保全及び日常点検に必要な歩廊、階段、柵、手摺、架台等を適切な場所に設けること。なお、作業効率、安全性を十分考慮した構造とすること。
- ・機器配置の際は、点検、整備、修理等の作業が安全に行えるよう、周囲に十分な空間と通路を確保すること。
- ・高所に点検等の対象となる部分のある設備では、安全な作業姿勢を可能とする作業台を設けること。
- ・騒音、振動を発生する機器は、防音、防振対策を講ずること。
- ・回転部分、運転部分及び突起部分には保護カバーを設けること。

イ 歩廊、作業床、階段工事

- ・通路は段差を設けないものとし、障害物が避けられない場合は踏み台等を設けること。
- ・必要に応じて手摺又はガード、梯子（高さが2m以上の場合は、背カゴ）を設ける等転落防止策を講じること。
- ・歩廊は、原則として行き止まりを設けてはならない。（2方向避難の確保）
- ・階段の傾斜角（原則として45度以下）、蹴上幅及び踏み幅は統一すること。

ウ 配管工事

- ・使用材料及び口径は、使用目的に最適な仕様のものを選定すること。
- ・建築物の貫通部及び配管支持材は面取りし、美観を損なわないよう留意すること。
- ・要所に防振継手を使用し、耐震性を考慮すること。
- ・バルブ類は、定常時の設定（例：常時開）を明示すること。

エ 保温・断熱工事

- ・火葬炉設備の性能保持、作業安全及び作業環境を守るため、必要な箇所に保温断熱工事を行うこと。
- ・使用箇所に適した材料を選定すること。
- ・高温となる機器類は、断熱被覆及び危険表示等の必要な措置を講じること。
- ・ケーシング表面温度は、50°C以下となるよう施工すること。

オ 塗装工事

- ・機材及び装置は、原則として現場搬入前に鏽止め塗装をすること。
- ・塗装部は、汚れや付着物の除去、化学処理等の素地調整を十分行うこと。
- ・塗装材は、塗装箇所に応じて耐熱性、耐蝕性、耐候性等を考慮すること。
- ・塗装仕上げは原則として鏽止め補修後、中塗り1回、上塗り2回とすること。
- ・機器類は、原則として本体に機器名を表示すること。
- ・配管は各流体別に色分けし、流体名と流動方向を表示すること。

カ その他

- ・火葬業務に支障の生じないよう、自動操作の機器は手動操作への切替えができること。
- ・火葬中の停電時においても、安全かつ迅速に機器の復旧がされること。
- ・将来の火葬炉の更新を考慮した機器配置とすること。
- ・本設備は地震に対し、人の安全や施設機能の確保が図られるよう施工すること。
- ・設備の運転管理に必要な点検口、試験口及び掃除口を適切な場所に設けること。

②燃焼設備

ア 主燃焼炉

形式	台車式
数量	人体炉8基（うち1基は予備炉）、動物炉1基
炉内温度	800°C～950°C
付属品	炉内圧力計、炉内温度計、その他必要なもの一式

- ・ケーシングは鋼板製とし、隙間から外気の侵入がない構造とすること。
- ・炉の構造材は、使用箇所に応じた特性及び十分な耐久性を有すること。
- ・炉の構造は、柩の収容、焼骨の取り出しが容易で、耐熱性、気密性を十分保てるものとし、運転操作性、燃焼効率がよく、維持管理面を考慮したものとすること。
- ・デレッキ操作をすることなく、所定の時間内に火葬を行える設備とすること。
- ・不完全燃焼がなく、焼骨がある程度まとまった形で遺族の目に触れることを考慮し、炉内温度を設定・調整すること。
- ・省力化を考慮し、自動化を図るとともに操作が容易な設備とすること。
- ・炉内清掃及び点検が容易な設備とすること。
- ・動物炉の主な仕様は、人体炉と同等とすること。

イ 断熱扉

数量	9面
----	----

- ・堅牢で開閉操作が容易であり、かつ断熱性、気密性が維持できる構造とすること。
- ・開閉装置故障の際には手動で開閉できるものとすること。

ウ 炉内台車

炉内台車は、以下の数量を必須とし、予備の設置については、事業者の提案とする。

数量	人体炉用 動物炉用	8台 1台
付属品	予備台車保管用架台等必要なもの一式	

- ・人体炉用、動物炉用、予備を含め、付属品とともに必要台数を備えること。
- ・柩の収容、焼骨の取り出しが容易で、運転操作性、燃焼効率がよいものとすること。
- ・十分な耐久性を有し、汚汁の浸透による臭気発散がない構造とすること。
- ・台車の表面は、目地無しの一体構造とするなど、メンテナンス性に配慮すること。
- ・六価クロム対策を講ずること。方法は事業者の提案とする。

エ 炉内台車移動装置

数量	9台以上
付属品	必要なもの一式

- ・安全性・操作性に優れた構造とすること。
- ・炉内台車を前室及び主燃焼炉内に安全に移動できるものとすること。
- ・故障時においても、手動に切り替えて運転・操作できる構造とすること。
- ・主燃焼炉内への空気の侵入を防止できる構造とすること。
- ・動物炉用は、主燃焼炉前で炉内台車を支持・固定して清掃等ができる構造とすること。

オ 再燃焼炉

形式	主燃焼炉直上式
数量	9基（主燃焼炉と同数）
炉内温度	800°C～950°C

- ・燃焼効率がよく、ばい煙、臭気の除去に必要な滞留時間と燃焼温度を有すること。
- ・火葬開始時から、ばい煙、臭気の除去及びダイオキシン類の分解に必要な性能を有すること。
- ・混合、攪拌燃焼が効果的に行われる炉内構造とすること。
- ・最大排ガス量（主燃焼炉排ガス量+再燃焼炉発生ガス量）時において1.0秒以上の滞留時間を確保できるとともに、混合攪拌が効果的に行われる構造とすること。
- ・炉内圧力は、経済性も含め、運転に支障のないものとすること。

カ 主燃焼炉用バーナ

数量	9基（主燃焼炉と同数）
燃料	灯油を基本とし、事業者の提案とする。

着火方式	自動着火方式
傾動方式	電動式（故障時には手動で傾動が可能なこと）
操作方式	自動制御（手動への切り替えができること）
付属品	着火装置、火炎監視装置、燃焼制御装置、その他必要なもの一式

- ・火葬に適した性能を有し、安全確実な着火と安定した燃焼ができること。
- ・低騒音で安全性が高いこと。
- ・難燃部に火炎を照射できること。

キ 再燃焼炉用バーナ

数量	9基（主燃焼炉と同数）
燃料	灯油を基本とし、事業者の提案とする。
着火方式	自動着火方式
操作方式	自動制御（手動への切り替えができること）
付属品	着火装置、火炎監視装置、燃焼制御装置、その他必要なもの一式

- ・炉の温度制御ができ、排ガスとの混合接触が十分に行えること。
- ・安全確実な着火と安定した燃焼ができること。
- ・低騒音で安全性が高いこと。
- ・燃焼量及び火炎形状の調整が可能なものとすること。
- ・自動制御の場合は、故障時には手動への切り替えが可能なものとすること。

ク 燃焼用空気送風機

数量	9基
風量制御方式	バーナ特性に応じた制御方式

- ・容量は、実運転に支障のないよう余裕があり、安定した制御ができること。
- ・低騒音、低振動のものとすること。

③通風設備

ア 排風機

- ・容量は、実運転に支障のないよう風量、風圧に余裕を持たせること。
- ・排ガスに対して耐熱性、耐蝕性を有すること。
- ・低騒音、低振動であること。

イ 炉内圧制御装置

- ・炉内圧力の変動に対する応答が早く、安定した制御ができること。
- ・炉内を適切な負圧に維持できるものとすること。
- ・炉内圧力の制御は、炉ごとで単独に行うこと。

- ・高温部で使用する部材については、十分な耐久性を有する材料を選定すること。
- ・点検、補修、交換が容易にできるよう考慮すること。

ウ 煙道

- ・冷却装置、集じん装置、排気筒を除く排ガスの通路とする。
- ・ダストの堆積がない構造とすること。
- ・内部の点検、補修がしやすい構造とし、適所に点検口を設けること。
- ・熱による伸縮を考慮した構造とすること。
- ・排ガスの冷却に熱交換器を使用した場合は、腐食に十分配慮すること。

エ 排気筒

- ・短煙突を採用し外部から見えにくくすること。
- ・騒音発生の防止と排ガスの大気拡散を考慮し、適切な排出速度とすること。
- ・雨水等の侵入防止を考慮した適切な構造とすること。排気筒上部にかさ等を設置する場合は、排ガス基準の順守や保守管理が適切に行える仕様にすること。
- ・耐振性、耐蝕性、耐熱性を有すること。
- ・排ガス及び臭気の測定作業を安全に行える位置に測定口を設けること。

④排ガス冷却設備

ア 排ガス冷却器

- ・再燃焼炉から排出される高温ガスを、指定温度に短時間で均一に降温できる構造とすること。
- ・耐熱性及び耐蝕性にすぐれた材質とすること。
- ・排ガス冷却に熱交換器を使用する場合は、ダイオキシン類が再合成しないよう十分留意すること。
- ・温度制御方式は、自動的に制御できるものとすること。
- ・冷却設備出口における排ガス温度は、200°C以下とすること。

イ 排ガス冷却用送風機

- ・容量は、運転に支障のないよう余裕があり、安定した制御ができるものとすること。
- ・低騒音及び低振動とすること。

⑤排ガス処理設備

ア 集じん装置

形式	バグフィルター
----	---------

数量	排気系列に応じた数量
処理風量	余裕率 15%以上
設計ガス温度	出口温度 200°C以下

- ・処理ガス量は、実運転に支障のないよう余裕をもった計画とすること。
- ・排ガスが偏流しない構造とすること。
- ・排ガス濃度は、本要求水準書「第2／6／1) / ④公害防止基準」によること。
- ・排ガスの結露による腐食やダストの固着が生じない材質・構造とすること。
- ・高温の排ガスを処理することから、耐熱性に優れたものとすること。
- ・捕集したダストは、自動で集じん装置外に排出され、その後、灰吸引装置で集じん灰貯留部（専用容器）へ移送すること。
- ・室内に集じん灰が飛散しない構造とすること。
- ・結露対策として、加温装置を設置すること。
- ・ろ過面積、ろ過速度及び圧力損失は実運転に支障のないよう余裕をとること。
- ・ランニングコストを考慮するとともに、保守点検がしやすい構造とすること。

イ 集じん灰排出装置

- ・集じん装置で捕集した集じん灰を、室内に飛散させることなく集じん灰貯留部（専用容器）へ自動で移送できる構造とすること。
- ・保守点検が容易な構造とし、適所に点検口を設けること。

ウ 触媒装置

数量	9基
充填量	事業者の提案による

- ・触媒装置により排ガス中のダイオキシン類を除去し、基準を遵守すること。
- ・動物炉についても、人体炉と同等の性能、構造とすること。

⑥付帯設備

ア 炉前化粧扉

数量	人体炉用8組、動物炉用1組
要部材質	ステンレス製

- ・遮音・断熱を考慮した構造とすること。
- ・開閉操作は炉前操作盤にて行い、手動開閉も可能であるものとすること。
- ・人体炉用の表面意匠は、最期の別れにふさわしいデザインについて十分に考慮し、青森市との協議により決定するものとする。動物炉用については、機能及び性能を満たす仕様とする。

イ 前室

数量	9基
冷却時間	炉内及び前室内での冷却により、最短で15分以内で収骨可能な能力とする。

- ・会葬者等の目に触れる部分は、尊厳性を損なわない材質及び仕上げとすること。
- ・遮音、断熱を考慮した構造とすること。
- ・炉内台車の清掃が容易にできる構造とすること。
- ・炉前化粧扉の開放時でも前室内を負圧に保てるものとすること。

ウ 残骨灰、集じん灰吸引装置

a) 残骨灰用

円滑な運営に支障のない設備、数量を設置すること。

吸引装置	数量	1基以上
集じん装置	数量	サイクロン1基、バグフィルター1基
	払落とし方式	自動

b) 集じん灰用

円滑な運営に支障のない設備、数量を設置すること。

吸引装置	数量	2基（人体炉用1基、動物炉用1基）
集じん装置	数量	バグフィルター2基（人体炉用1基、動物炉用1基）
	払落とし方式	自動

c) 吸引

数量	残骨灰用	収骨室用：収骨室と同数とする。
	集じん灰用	集じん装置用：集じん装置と同数とする。
	前室用	提案による
付属品	吸引ホース、その他必要なもの一式	

- ・台車、集じん装置等の清掃のため残骨灰用、集じん灰用を設けること。
- ・低騒音で、保守点検が容易な構造とすること。
- ・自動で灰の搬出（灰排出装置から吸引装置へ）が行えるよう整備すること。
- ・炉内台車清掃用の別室を設置する場合は、別室にも吸引口を設けること。
- ・容量は、実運転に支障のないものとすること。

d) 枢運搬車

形式	電動走行式（充電器内蔵）
----	--------------

数量	事業者の提案に委ねるものとする。
----	------------------

- ・炉及び柩の寸法に適し、美観に優れた材質とすること。
- ・柩を靈柩車から告別室及び炉前まで運搬し、さらに前室の炉内台車上に柩を安置するための専用台車とすること。
- ・電動走行式とするが、手動に切り替えができ容易に走行できる構造とすること。
- ・炉内台車上に柩の安置が容易に行える装置を備えるものとすること。
- ・バッテリーは、一日の通常作業に支障のない容量とすること。
- ・停電時においても電動走行に支障のない充電体制を構築すること。

e) 爐内台車運搬車（収骨及び爐内台車搬送用）

形式	電動走行式（充電器内蔵）
数量	事業者の提案に委ねるものとする。
その他	柩運搬車との兼用を可とする。

- ・炉内台車を運搬するための専用台車とするが、柩運搬車、爐内台車運搬車が兼用できる場合は兼用を可とし、必要台数を整備すること。
- ・電動走行式とするが、手動に切り替えができ容易に走行できる構造とすること。
- ・耐久性に配慮して、各部材は十分な強度を持つものとすること。
- ・炉内台車の出入が自動で行える装置を備えること。
- ・バッテリーは、一日の通常作業に支障のない容量とすること。
- ・会葬者等が火傷するおそれのない構造とすること。

f) 燃料供給設備

- ・各火葬炉の燃料消費量が計測・記録・出力できる手段を備えること。

g) 動物用残骨灰吸引クリーナー

形式	可動式集灰器（耐熱型）
数量	1台
その他	電源、バケット容量等は、事業者の提案に委ねるものとする。

⑦電気・計装設備

ア 一般事項

- ・火葬炉設備に必要なすべての電気設備及び電気計装設備を整備すること。
- ・火葬炉設備の安定した運転、制御に必要な装置及び計器等を設置すること。
- ・運転管理は現場操作盤及び火葬炉監視室で行うものとし、プロセス監視に必要な機器、表示器、警報装置を具備すること。また、現場操作盤での操作が火葬炉監

視室より優先されるシステムとすること。

- ・火葬炉設備の更新等を考慮し、計画すること。
- ・計装項目は以下の「計器制御一覧表」の内容を標準とするが、詳細は事業者の提案に委ねるものとする。

<計装制御一覧表>

区分 監視項目	制御		中央監視制御				現場操作盤		
	自動 (主な制御対象装置)	手動	指示表示	操作	記録	警報	指示表示	操作	警報
主燃料 バーナ火炎	○ 燃焼バーナ		○		※失火時、 手動切替時	○	○		○
再燃料 バーナ火炎	○ 燃焼バーナ		○		※失火時、 手動切替時	○	○		○
主燃料炉内温度	○ 燃焼バーナ	○	○	○	○	○	○	○	○
再燃焼炉内温度	○ 燃焼バーナ	○	○	○	○	○	○	○	○
再燃焼炉酸素濃度	○ 送風機	○	○	○	○	○	○	○	○
再燃焼炉排煙濃度	○ 燃焼制御	○	○	○	○	○	○	○	○
集じん装置 入口温度	○ バイパス ダンパー	○	○	○	○	○	○	○	○
主燃焼炉内圧	○ 排ガス排出量	○	○		○	○	○	○	○
集じん装置 出入口圧	○ 集じん装置洗浄	○	○		○	○	○	○	○
運転状態表示			○		○		○		
燃料消費量			○				○		○
火葬炉 稼働積算時間	各火葬炉の主燃 炉、再燃炉ごと		○		○	○			
集じん装置 稼働積算時間	各集じん装置 ごと				○				
燃料緊急遮断 (地震感知含む)	○ 燃料遮断装置 (各火葬炉ごと)	○	○	○	※遮断弁 作動時	○	○	○	○
火葬炉緊急停止	各火葬炉設備 ごと	○	○	○	※操作時	○	○	○	○
残灰吸引圧	残灰吸引装置 (各系統ごと)		○			○	○	○	○

イ 機器仕様

a) 一般事項

- ・配線は、エコ仕様のものを利用し、動力用はEM-C E ケーブル等、制御用はEM-C E E／F ケーブル、C E E／F-S ケーブル、耐熱ケーブル等、目的及び使用環境に適したものを使用すること。
- ・配線は原則電線管に配線し、隠ぺい部は合成樹脂製可とう管、露出部は金属管を使うこと。
- ・ケーブル配線には、必要に応じ、ケーブルラックを使用すること。
- ・使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。
- ・盤類は搬入及び将来の更新等を十分考慮した形状、寸法とすること。
- ・盤類は原則として防じん構造とすること。
- ・計装項目は、すべての機器の安全運転を確保することを目的として、表示・操作・警報等必要十分な項目を設定すること。
- ・各電動機には、原則として現場操作盤を設置すること。
- ・電子機器は、停電時に異常が生じないようバッテリー等ですべてバックアップを行うこと。

b) 動力制御盤

- ・形式は鋼板製自立閉鎖型及び壁掛け型を基本とすること。
- ・事業者の判断により、適所に分割して設置することも可とする。

c) 火葬炉現場操作盤

- ・運転状況の表示はカラー液晶型とし、すべてのデータが表示されるとともに、すべての機器の手動操作がタッチパネル上で行えること。
- ・操作機器、計装計器、異常警報装置を備え、各機器の操作が手動で行えること。
- ・インバータの動作、排煙濃度計の動作、酸素濃度計の動作等のチェックが可能なものとすること。

d) 中央監理制御盤

- ・火葬炉設備の運転状態を火葬炉の系統別に集中監視できるものとし、必要な運転情報等の表示及び記録を行えるものとすること。
- ・プロセスデータ及びトレンドの収集・表示・記録機能、故障表示・記録機能、各計測データ、火葬開始・終了時間等を収集・バックアップし、外部の記憶装置に保存できるものとすること。また、日報・月報・年報の帳票が作成でき、その結

果を印字できること。なお、各計測データは連続して記録するものとする。

- ・各炉のすべての機器の手動操作を、中央監視制御盤により行えるものとすること。
- ・停電によるシステム障害の発生を防止するため、無停電電源装置を設けてシステムの保護を行えるものとするが、中央監視制御装置が機能しない場合でも、火葬が可能なシステムとすること。
- ・各種センサーの信号は、コンピューター等で収集できるものとするが、センサーの設置位置については、事業者の提案に委ねるものとする。

e) 炉前操作盤（化粧扉開閉用）

- ・炉前化粧扉の操作機能を有するものとする。

f) 計装制御装置

- ・火葬炉の安定した運転・制御に必要な計装制御機器を設置すること。なお、原則として火葬炉の運転・制御は炉操作盤で行うこととするが、火葬炉監視室でも、監視・各種記録の他、機器遠隔操作ができるものとする。

g) モニター整備

排気筒監視用カメラ、場内防犯カメラ及びモニターを整備し、記録できるようにすること。また、モニターはカラー表示ができるものとし、事務室及び火葬炉監視室に設置すること。

- ・排気筒監視用カメラ

型式	ズーム式カラーカメラ（可動式：屋外仕様）
数量	1台以上
付属品	可動雲台、ワイパー、その他必要なもの一式

- ・場内監視カメラ

屋外監視カメラ

型式	ズーム式カラーカメラ（可動式：屋外仕様）
数量	2台以上（事業用地出入口1台、駐車場1台）
付属品	可動雲台、ワイパー、その他必要なもの一式

屋内監視カメラ

型式	ドーム型カラーカメラ（可動式）
数量	6台以上 ・車寄せ用：1台 ・エントランスホール：1台 ・告別室兼収骨室：室数に応じた台数

	<ul style="list-style-type: none"> ・炉室・炉機械室：1台 ・待合ホール：1台
--	--

・モニター

型式	カラー液晶型
数量	2台以上（事務室用1台、制御室用1台）

(8)その他

ア 保守点検工具等

事業者は必要な工具を納入し、納入工具リストを提出すること。

イ 収骨用具

収骨用具として、骨壺及び収骨箸をおく収骨台、その他必要なもの一式を整備すること。

ウ その他必要なもの

その他、火葬を行うに当たって必要な用具等については、事業者の責任において整備すること。

7. 建築付帯設備要件

1) 電気設備

①基本要件

- ・各項目の要求を満たすために必要な配管配線工事及び幹線工事を行うこと。
- ・配線は、エコ仕様のものを利用し目的及び使用環境に適したものを使用すること。
- ・配線は原則電線管に配線し、隠ぺい部は合成樹脂製可とう管、露出部は金属管を使用すること。
- ・ケーブル配線は、必要に応じ、ケーブルラックを使用すること。
- ・給排水管・給油管のもとに、操作盤や配線ラックを設置しないこと。
- ・使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。
- ・盤類は搬入を十分考慮した形状、寸法とすること。
- ・太陽光発電など再生可能エネルギー発電設備を事業者の提案により導入する場合は、発電した電力を本施設内で消費すること。

②電灯設備

- ・照明設備は、業務内容、執務環境等に応じて、光環境の確保を図り、保守、運用等が容易な設備とすること。

- ・ 照明器具、コンセント等、適当な数を設置すること。
- ・ 非常照明、誘導灯等は、関係法令等に基づき設置すること。
- ・ LED等の省エネルギー型器具を積極的に採用すること。
- ・ 吹抜等高所にある器具については、自動昇降装置等にて容易に保守管理ができるようすること。
- ・ トイレ等利用者の出入りを伴う場所については、自動点灯・消灯の可能な方式とすること。
- ・ 外灯は、自動点灯・消灯及び時間点灯・消灯の可能な方式とすること。
- ・ 照明設備は、各室において操作できるものとし、事務室等で中央管理できるものとすること。

③動力設備

- ・ ボイラー、空調機、ポンプ類、炉機械室等、適当な数を設置すること。
- ・ 動力制御盤は、原則として各機械室内に設置すること。また、機器の警報は事務室で受信できることとし、各動力制御は中央管理できるようにすることが望ましい。

④避雷設備

- ・ 避雷設備が必要となる場合は、建築基準法及び消防法に基づき設置すること。

⑤受変電設備

- ・ 屋内に受変電設備を設置し、受電、変電を行うこと。
- ・ 有害な場所に設置しないこと。
- ・ 保守点検、維持管理がしやすいよう設置すること。
- ・ 電気事業法、労働安全衛生規則等の基準を遵守すること。
- ・ 高圧受電とすること。

⑥静止型電源設備

- ・ 非常用照明、受変電設備の操作用電源として直流電源装置を設置すること。
- ・ 停電時保障用の無停電電源装置等を設置すること。

⑦発電設備

- ・ 災害時等に対応するため停電時非常用電源を設置すること。発電設備の能力は、関係法令等に定めのある機器類の予備電源装置として設置するとともに、施設内の重要負荷への停電時送電用として設置したうえで、火葬業務遂行のために最低限必要な施設を稼動できるものとすること。
- ・ 発電装置の仕様は、「第1／5／4) 燃料等備蓄、災害時の対応」を参考とし、

火葬炉設備及び事務室、トイレ、給湯室等の火葬業務遂行のために最低限必要な設備が、通常の火葬件数で3日間運転できるものとする。なお、発電装置の台数は、事業者の提案に委ねるものとする。

- ・非常用照明、受変電設備の操作用電源を設けること。
- ・第4期青森市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）第4章／1 省エネルギー対策に記載のある施設管理に準じて対応すること。

⑧情報通信網設備

- ・新斎場内にインターネット回線を引き込み、事務室及び必要な室に情報コンセントを整備すること。
- ・新斎場内に、必要なLAN設備を整備すること。
- ・必要に応じて、新斎場の事務室及び利用者が使用する諸室で使用できるWi-Fi設備の設置を可能とする。

⑨電話設備

- ・事務室まで電話回線を引き込み、外部との通信を可能とする電話設備を設置すること。外部通信機能に必要な交換器の回線数等は維持管理・運営業務の効率性を考慮したうえで、事業者の提案に委ねるものとする。
- ・施設内の連絡用として、主要な室に内線電話機能を有する電話設備を設置すること。

⑩時計表示設備

- ・事務室に親時計（同期方法は、事業者の提案に委ねるものとする）を、施設内要所に子時計を設置すること。

⑪案内表示設備

- ・告別ホール、収骨室、待合エリア各室の入口及び各炉前に、故人名又は葬家名を表示する表示器を設け、会葬者等や葬祭業者に情報提供を行うこと。
- ・表示器は、受付状況や火葬の進行状況に合わせて葬家名等を変更できるものとし、表示器の操作は一元管理するなど、効率的に運用できるようにすること。なお、火葬炉の中央監視制御装置との連動については、事業者の提案とする。
- ・エントランスホールには、総合案内表示器を設置し、全体の案内を行うこと。
- ・炉前の表示器は、予備炉も含めた台数を設置すること。
- ・遺族・会葬者等が視認する表示装置の表示文字は、JIS第一水準、JIS第二水準、人名漢字とすること。

⑫拡声設備

- ・関係法令等による避難等のための設備及び施設内案内用の放送設備を設置すること。
- ・避難等のための放送設備は、自動火災報知設備と連動した設備とすること。

⑬誘導支援設備

- ・バリアフリートイレ・男性用トイレ及び女性用トイレ各室等に異常があった場合に、表示窓の点灯と音等により知らせることのできる呼出ボタン等の設備を設置すること。
- ・事業者において必要であると判断する場合には、車椅子使用者用駐車場にインターホン等を設置し、配管配線工事を行うこと。

⑭テレビ受信設備

- ・待合エリアにおいて地上デジタル放送が視聴できるよう整備し、直列ユニットまでの配管配線工事を行うこと。その他の室については、事業者の提案に委ねるものとする。
- ・受信料等は事業者の負担とする。

⑮テレビ電波障害防除設備

- ・事業者は、建築物によるテレビ電波障害が発生しないよう留意すること。なお、工事期間中に施設建設に伴う近隣のテレビ電波障害が発生した場合は、事業者によりテレビ電波障害防除施設を設置すること。

⑯監視カメラ設備

- ・防犯用及び火葬炉監視用に本要求水準書「第2／6／2)／⑦／イ／g) モニター整備」に準じ、適切な数を設置すること。
- ・設置箇所については本要求水準書「第2／6／2)／⑦／イ／g) モニター整備」に準じ、各用途に合わせて十分に機能する箇所とし、事業者の提案に委ねるものとする。
- ・監視映像が録画できる装置を本要求水準書「第2／6／2)／⑦／イ／g) モニタ一整備」に準じ設置すること。録画時間や画質等は、後日、画像を確認するのに支障のない程度で、事業者の提案に委ねるものとする。

⑰自動火災報知設備

- ・関係法令等により、受信機、感知機等を必要な箇所に設置すること。
- ・消防機関への火災通報装置を設置すること。なお、非常放送装置と連動した設備とすること。

⑯中央監視制御設備

- ・中央制御方式とし、火葬炉に関する事項は火葬炉監視室で、空調設備、防犯設備、監視カメラ、火災報知機等は事務室での監視及び制御が行うことのできる設備とすること。
- ・監視及び制御についての記録が適切に行うことのできる設備とすること。

⑰計量設備

- ・省エネルギーへの取り組みを踏まえ、適切な系統分けを行い、必要な電力メーター等を確認しやすい場所に設置すること。

2) 機械設備

①基本要件

- ・配線は、エコ仕様のものを利用し、目的及び使用環境に適したものを使用すること。
- ・配線は原則電線管に配線し、隠ぺい部は合成樹脂製可とう管、露出部は金属管を使用すること。
- ・ケーブル配線は、必要に応じ、ケーブルラックを使用すること。
- ・使用機器は、極力汎用品から選択するとともに、それぞれの機器が互換性のある製品に統一すること。
- ・機器類は搬入を十分考慮した形状、寸法とすること。

②空気調和設備

- ・会葬者等及び火葬炉運転業務の従事者の快適性を確保するため、空気調和設備を必要な場所に設置すること。
- ・空気調和設備は、関係法令の定めるところにより、熱環境、室内環境及び環境保全が図られるよう設置すること。
- ・空調のゾーニングは、温湿度条件、使用時間、用途、負荷傾向、階層、方位等を考慮すること。
- ・空調方式は、ゾーニング計画を基に、室内環境の快適性、室内環境の維持、機能性、搬送エネルギーの低減等を検討したうえで、事業者の提案に委ねるものとする。
- ・告別室兼収骨室、靈安室、炉室等、焼香や火葬に係る臭気等に配慮し、臭気対応の空気調和設備を設置すること。
- ・外気取入口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮すること。
- ・夏季の冷房熱源、冬季の暖房熱源、給湯用熱源のシステムは事業者の提案に委ねるものとする。
- ・高効率、省エネルギー、省資源、長寿命等が可能な設備を積極的に採用すること。

- ・空気調和設備は、積雪・寒冷に起因する室内熱環境に配慮し、省エネルギー対策とのバランスを十分に考慮したものとする。
- ・換気設備は、積雪・寒冷条件下にあっても室内の空気の浄化、燃焼ガスの除去、新鮮空気の供給、臭気や有毒ガスの除去等が有効に確保できるものとする。
- ・空気調和設備に用いる機器、配管等は、凍害、雪害、結露に対して必要な性能を維持し、かつ、十分な耐久性を有するものとする。

③換気設備

- ・建築基準法等の関係法令の定めるところにより、各室に必要な換気設備を設置すること。換気方式は事業者の提案に委ねるものとする。
- ・告別室兼収骨室、その他事業者が必要と判断する箇所に脱臭設備を設置すること。方式については、換気対象室の用途及び換気対象要因を基に検討し、事業者の提案に委ねるものとする。
- ・外気取入口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮すること。
- ・各室について臭気、熱気等がこもらないよう、また騒音についても十分配慮し、対策を施すこと。
- ・全熱交換器を積極的に採用し、省エネルギーに取り組むこと。

④排煙設備

- ・排煙は自然排煙を原則とするが、必要に応じて機械排煙を行うことのできる設備とすること。

⑤衛生器具設備

- ・高齢者、障がい者等も含めたすべての利用者が使いやすい器具を採用すること。
- ・節水型の器具を採用すること。

⑥給水設備

- ・屋外給水設備は、凍結及び除雪等を考慮した構造とする。
- ・災害時を想定し、新斎場の運営が3日間対応可能な受水槽を設置すること。
- ・必要水量を必要圧力で衛生的に供給できるものを設置すること。
- ・保守点検、清掃、維持管理のしやすい構造、材質にすること。
- ・災害時に取り出すことができるよう、緊急遮断弁や防災用給水バルブを整備すること。
- ・給水設備は、用途や水廻り空間環境に応じた適正な水量、圧力、水温を維持し、積雪・寒冷条件下にあっても安定的に供給できるものとする。
- ・雨水の再利用は事業者の提案とするが、将来を含めた経済性を十分に検討して可否

を判断すること。

⑦給湯設備

- ・必要温度及び必要湯量を、必要圧力で衛生的に供給できるものを設置すること。
- ・保守点検、清掃、維持管理のしやすい構造、材質とすること。
- ・給湯設備は、用途や水廻り空間環境に応じた適正な水量、圧力、水温を維持し、積雪・寒冷条件下にあっても安定的に供給できるものとする。
- ・給湯設備を設置する部屋及び方式は、事業者の提案に委ねるものとする。

⑧排水設備

- ・滯ることなく、速やかにかつ衛生的に排水できるものを設置すること。
- ・屋外排水設備は、凍結及び除雪等を考慮した構造とする。
- ・排水設備は、積雪・寒冷条件下にあっても室内で生じた排水を速やかに排出され、室内が汚染されないものとする。
- ・ドレン排水は原則、雨水枠に接続すること。
- ・事業用地内の雨水を速やかに排水できるよう対策を講ずること。

⑨消防設備

- ・消防法等の規定に基づく消防設備等を設置すること。

⑩燃料保管設備

- ・災害発生時にインフラ等が遮断された場合でも火葬が可能となるよう、火葬炉設備が通常の火葬件数で3日間運転可能な燃料が備蓄できる設備を設置し、燃料を備蓄すること。ただし、常時使用する燃料とは別に、非常用燃料を液体燃料として備蓄する場合には定期的に入れ替えを行うこと。
- ・「第2／7／1)／⑦発電設備」に使用する燃料についても同時に備蓄できるものとすること。
- ・関係法令等を遵守したものとすること。

第3 設計業務要求水準

1. 総則

1) 業務の対象

事業者は、本要求水準書、事業者提案等に基づき、排水路及び新斎場を整備するため必要な基本設計及び実施設計、既存施設の解体設計を行う。建築主事への計画通知等、設計に伴い必要な法的手続き及び関係機関協議等は、事業者の責任により実施する。

なお、地質調査は、青森市において実施しており、事業者の責任において当該調査報告書の内容を必要に応じて解釈するとともに、利用すること。また、事業者が必要とする場合に自ら地質調査を行うこと。

2) 業務期間

設計業務の期間は、事業全体のスケジュールに整合させ、事業者が計画する。具体的な業務期間については、事業者の提案に基づき、事業契約書に定めるものとする。

3) 実施体制

- ア 設計業務、建設業務、工事監理業務の全体を総合的に把握し、調整を行う統括責任者を配置すること。統括責任者は「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」により指定された積雪地域もしくは寒冷地域、又は「豪雪地帯対策特別措置法」により指定された豪雪地帯での業務実績を有する者であること。
- イ 設計業務管理技術者、照査技術者を、施工業務の開始から完了まで専任で配置すること。
- ウ 設計業務管理技術者、照査技術者については、参加者（受注者）の構成員と、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- エ 設計業務管理技術者、照査技術者は、一級建築士資格を有すること。
- オ 事業者は、設計業務に関する業務実施体制表を作成し、青森市へ提出して承認を受けること。
- カ 業務の期間中に、設計業務管理技術者、照査技術者について発注者が不適当とみなした場合は、受注者は速やかに適切な措置を講ずること。
- キ 設計業務管理技術者、照査技術者の変更は、本事業の完成・引渡日までの間、病気・死亡・退職等の極めて特別な事情があり、やむを得ないとして発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。
- ク 各担当者に変更が生じた場合は、青森市と協議のうえ、当初予定者と同等以上の資格及び実績等を有する者を選定すること。なお、発注者が、その者を不適当であるとみなした場合、受注者は速やかに適切な措置を講じること。

ケ 契約締結後速やかに、技術提案時に配置を予定した各技術者を選定し、発注者に通知しなければならない。

4) 設計計画書の提出

事業者は設計業務着手前に、詳細工程表を含む「設計計画書」を作成し、青森市に提出して承認を得ること。

なお、設計計画書には、責任者を配置した設計体制を定め、明記すること。

5) 設計内容の協議等

青森市は、事業者に設計（基本設計、実施設計、既存施設の解体設計）の検討内容について、いつでも確認することができるものとする。設計は、契約時の要求水準を基に、青森市と十分に協議を行い、実施するものとする。

6) 進捗状況の管理

設計の進捗管理は事業者の責任において実施すること。

7) 設計の変更について

設計の変更に関する事項は事業契約書にて定めるものとする。

8) 業務の報告及び設計図書等の提出

事業者は、設計計画書に基づき定期的（1回／月程度以上）に青森市に対して設計業務の進捗状況の説明及び報告を行うとともに、基本設計及び実施設計の終了時に、次に示す設計図書等を青森市に提出して承諾を得ること。提出する設計図書等は、最終的に事業契約書で定める。なお、設計図書に関する著作権の扱いは契約書に示すものとする。

2. 基本設計

1) 留意事項

ア 事業者は、事業契約書に基づき、着手届、工程表、主任技術者届及び完了届を提出すること。

イ 基本設計は、単なる建築物の全体像を概略的に示す程度の業務とせず、実施設計に移行した場合に各分野の業務が支障なく進められるものとすること。

ウ 基本設計において、主要な寸法、おさまり、材料、技術等の検討を十分に行い、空間と機能のあり方に大きな影響を与える項目について、基本方針と解決策が盛り込まれた内容とすること。

エ 青森市墓地、埋葬に関する法律施行細則（平成17年4月1日規則第182号）第7条において定められる下記火葬場の構造設備の基準に適合した設計とすること。

- 第七条 火葬場の構造及び設備は、次に掲げる基準に適合しなければならない。
- 一 火葬場の周囲に塀又は樹木による垣根が設けられ、隣接する土地との境界が明らかにされていること。
 - 二 火葬場の事業用地内に緑地が設けられていること。
 - 三 防臭及び防じんについての能力を有する火葬炉が設けられていること。
 - 四 残灰庫が設けられていること。
 - 五 管理事務所及び待合所が設けられていること。
- オ 水道法施行令第二条および青森市専用水道等指導要綱に基づき、貯水槽等の有効容量合計が 10m^3 を超える場合、簡易専用水道設置届出書の提出を行うこと。

2) 作成図書等

基本設計の作成図書は以下とする。

- ア 基本設計図
- イ パース図
- ウ 基本設計説明書
- エ 意匠計画概要書
- オ 構造計画概要書
- カ 設備計画概要書
- キ 設計・工事工程表
- ク 工事費概算書
- ケ 諸官庁協議書、打合議事録
- コ 要求水準書等チェックリスト
- サ 地質調査報告書
- シ 測量調査報告書

※地質調査報告書及び測量調査報告書は、青森市が実施したもの以外に事業者が独自に調査を行った場合のみ提出すること。

※書類等に合わせて、それぞれ電子媒体一式2部を提出すること。

3. 実施設計

1) 留意事項

- ア 基本設計完了後、設計内容が本要求水準書及び提案書に適合していることについて青森市の確認を受け、実施設計業務に移ること。
- イ 実施設計は、工事の実施に必要かつ事業者が工事費内訳明細書を作成するために十分な内容とすること。
- ウ 事業者は、設計の意図が適切に建設業務に反映されるよう留意すること。また、青森市から工事監理業務を受注する工事監理業者及び青森市と連絡が取れる体制とし、

- 設計の意図を工事監理業者が理解できるよう意思疎通を図ること。
エ 工事費内訳明細書を作成すること。

2) 作成図書等

実施設計の作成図書は以下とする。

- ア 実施設計図
- イ 実施設計説明書
- ウ 工事工程表
- エ 数量調書
- オ 工事費内訳明細書
- カ 構造計算書
- キ 設備設計計算書
- ク 備品リスト、カタログ
- ケ 建物求積図
- コ 許可等申請、各種届出等
- サ 諸官庁協議書、打合議事録
- シ 要求水準書等チェックリスト

※書類等に合わせて、それぞれ電子媒体一式2部を提出すること。

※工事費内訳明細書は、実際の工事出来高に応じて工事の発注年度ごとに起債対象内外を区分けしたものを別途作成すること。

4. 既存施設の解体設計

1) 留意事項

- ア 事業者は、事業契約書に基づき、着手届、工程表、主任技術者届及び完了届を提出すること。
- イ 既存施設の解体設計は、解体工事の実施に必要かつ事業者が工事費内訳明細書を作成するために十分な内容とする。
- ウ 解体撤去・杭撤去工事を行うにあたって不足する図面については、現地の実測などにより、事業者において作成するものとする。
- エ 青森市と十分な事前協議を行ったうえで解体設計を行うこと。
- オ 騒音、振動、悪臭、公害、粉じん発生、交通渋滞その他、解体撤去・杭撤去工事が近隣に与える影響を勘案した設計とすること。
- カ 数量等は、現地調査のうえ積算すること。
- キ 工事費内訳明細書を作成すること。

2) 作成図書等

既存施設の解体設計の作成図書は以下とする。

- ア 解体設計図
- イ 解体設計説明書
- ウ 工事工程表
- エ 数量調書
- オ 工事費内訳明細書
- カ 許可等申請、各種届出等
- キ 諸官庁協議書、打合議事録
- ク 要求水準書等チェックリスト

5. その他関連業務

1) 業務完了にかかる提出書類等

- ア 受注者は、本事業完了時に、技術提案書に基づく出来高資料（工事写真、マニフェスト等）の成果品を青森市に提出し、出来高検査を受けること。また、青森市で工事監査を実施する場合は立会うこと。
- イ 事前調査業務において新たに生じた設計変更については、速やかに変更後の増減工事費内訳書及び数量根拠資料を提出し、最終確認を受けること。

2) その他

- ア 事前に関係機関等との協議を行い、開発許可等に関する基準の準拠や各種申請手続等を行うこと。なお、これらの協議及び各種申請手続等に伴う設計及び工事費等については事業者の責任と負担において実施すること。

第4 建設業務要求水準

1. 総則

1) 総則

①基本要件

- ア 関係法令及び関係官庁規制・規格等を遵守し、事業契約書に定める期間内に新斎場の建設を完了すること。
- イ 本要求水準書に記載のないものについても、要求水準達成のため又は性能を発揮するために必要な設備等はすべて整備すること。
- ウ 維持管理における作業性も含め、建築と設備及び火葬炉の総合的・経済的な検討を行って施設計画、建築設備及び付帯設備、火葬炉設備等を計画すること。
- エ 火葬炉設備は、本要求水準書に記載された火葬・冷却時間、運転回数能力及び公害防止基準を遵守すること。この場合、青森市が提示した火葬重量と異なっていても、火葬時間を除き、この性能は保証されるものとすること。
- オ 事業者は、業務の詳細について青森市と連絡を取り、かつ十分に打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- カ 施工に当たっては、効率性、経済性を十分検討し、周辺地域への配慮及び環境への負荷低減に取り組むこと。
- キ 「墓地、埋葬等に関する法律委任事務処理要領及び許可基準」に基づき、保健所長に対し、工事予定日の3週間前までに墓地等経営許可申請又は墓地区域（施設）変更許可申請を提出する必要があることから、工事予定日の4週間前までに必要書類を青森市に提出すること。許可通知後工事着工すること。工事完了後、墓地等使用開始前に墓地等工事完了届出書を提出し工事完了検査を受けること。工事完了検査後、墓地等管理者届出書を提出すること。
- ク 新斎場は、既存火葬場を稼動しながら建設をするため、遺族等及び会葬者の心情への配慮並びに遺族等、会葬者の安全を確保する計画とするものとする。

②仕様

施工においては、原則として「第1／4／2) 設計基準、仕様書等」によることとし、公共施設の標準的水準以上を確保すること。

③材料及び機器の選定

- ア 設備に使用する材料及び機器は、本要求水準を満たし、目的達成に必要な能力、規模を有するものを事業者により検討したうえで、最適なものを選定すること。
- イ 使用材料及び機器は、すべてそれぞれの用途に適合した欠陥のない製品で、かつ、すべて新品とする。また、日本産業規格（J I S）、電気学会電気規格調査会標準

規格（JEC）、日本電機工業会規格（JEM）に規格が定められているものは、これらの規格品を使用する。

- ウ 使用材料及び機器は、過去の実績、公的機関の試験成績等を十分検討のうえ、選定すること。また、できる限り汎用品を用いること。
- エ 高温部に使用される材料は、耐熱性に優れたものであること。
- オ 腐食性環境で使用する材料は、耐蝕性に優れていること。
- カ 磨耗のおそれのある環境で使用する材料は、耐磨耗性に優れていること。
- キ 屋外で使用されるものは、対候性に優れていること。
- ク 駆動部を擁する機器は、低騒音、低振動性に優れていること。

④保険

事業者は、建設期間中、自らの負担により、工事保険及び第三者損害賠償保険に加入すること。詳細は事業契約書を参照すること。

2) 実施体制

- ア 設計業務、建設業務、工事監理業務の全体を総合的に把握し、調整を行う統括責任者を配置すること。統括責任者は「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」により指定された積雪地域もしくは寒冷地域、又は「豪雪地帯対策特別措置法」により指定された豪雪地帯での業務実績を有する者であること。
- イ 建設業務監理技術者、工事主任、現場代理人、現場担当者を定めること。
- ウ 建設業務監理技術者は、一級建築士の資格を有すること。
- エ 建設業務監理技術者、工事主任、現場代理人、現場担当者については、参加者（受注者）の構成員と、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- オ 事業者は、建設業務に関する業務実施体制表を作成し、青森市へ提出して承認を受けること。
- カ 業務の期間中に、建設業務監理技術、工事主任、現場代理人、現場担当者について発注者が不適当とみなした場合は、受注者は速やかに適切な措置を講ずること。
- キ 建設業務監理技術者、工事主任、現場代理人の変更は、本事業の完成・引渡日までの間、病気・死亡・退職等の極めて特別な事情があり、やむを得ないとして発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。
- ク 各担当者に変更が生じた場合は、青森市と協議のうえ、当初予定者と同等以上の資格及び実績等を有する者を選定すること。なお、発注者が、その者を不適当であるとみなした場合、受注者は速やかに適切な措置を講じること。
- ケ 契約締結後速やかに、技術提案時に配置を予定した各技術者を選定し、発注者に通知しなければならない。

2. 事前調査業務

- ア 本事業で必要と思われる調査について、事業者は、関係機関と十分協議を行ったうえで実施すること。なお、調査を実施する際は、調査前に青森市と協議すること。
- イ テレビ電波障害の調査を着工前及び完成後に行うこと。
- ウ 調査を行うために申請手続きが必要な場合は、適宜、実施すること。
- エ 調査を行うに当たっては、必要に応じて住民説明を行う等、近隣に配慮して業務を進めること。

3. 建築工事業務

1) 業務の対象

各種関連法令等を遵守し、本要求水準書、事業契約書、設計図書、事業者提案等に基づき、事業用地の造成、接続道路、排水路及び新斎場の建設工事並びに関連業務を行う。

2) 業務期間

設計業務終了後から令和8年8月までとする。
具体的な業務期間については、事業者提案に基づき事業契約書において定めるものとする。

3) 基本要件

- ア 事業者は、設計の意図を適切に引継ぎ、建設業務を行うこと。
- イ 新斎場の周囲に塀又は樹木による垣根が設けられ、隣接する土地との境界が明らかにされていること。
- ウ 騒音、振動、悪臭、水質、粉じん発生、交通渋滞その他建設工事が近隣の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施すること。事業者は青森市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。
- エ 工事は原則として日曜日及び祝日、年末年始は行わないことし、関係機関と協議しながら地域住民の生活環境に配慮すること。
- オ 工事期間中は周辺環境に支障をきたさないよう十分配慮し、影響が予測される場合には直ちに青森市と協議すること。
- カ 原則として工事中に第三者に及ぼした損害については、事業者が責任を負うものとする。
- キ 建設期間中は工事進捗状況等が確認できるよう、周辺地域住民等に広報業務を行うこと。

4) 着工前の業務

①性能試験

事業者は、工事着工前に、「第2／6／1)／⑤性能試験」に示す性能試験を行うこと。

②準備調査等

着工に先立ち、近隣住民との調整及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。

③各種申請及び資格者の配置

ア 工事に伴う許認可等の各種申請等は事業者の責任において行うこと。また、必要な場合には関係機関へ施工承認の協議を行うこと。ただし、青森市は、事業者からの要請があった場合、必要に応じて資料の提供その他の協力をを行う。

イ 工事に伴い必要となる有資格者については、関係法令等に則り適切に配置すること。

④施工計画書等の提出

事業者は、建設工事着工前に詳細工程表を含む「総合施工計画書」を作成し、次の書類とともに青森市に提出すること。

項目	部数
工事実施体制	3部
工事着工届（工程表を添付）	3部
現場代理人及び監理技術者届（経歴書を添付）	3部
仮設計画書	3部
総合施工計画書	3部
使用材料一覧表	3部
工事下請負届	3部
工事施工に必要な届出等	3部

⑤工事概要パンフレットの作成

事業者は、工事着工前に、本工事についての概要を示したパンフレット（A3版両面1枚程度）を2,000部作成し、原稿データとともに青森市に提出すること。提出時期については、青森市と協議を行うこと。

5) 建設期間中の業務

①建設工事

ア 事業者は工事現場に工事記録を常に整備すること。

イ 青森市は、事業者が行う工程会議に立会うことができるとともに、いつでも工事現

場での施工状況の確認を行うことができるものとする。周辺地域に万が一悪影響を与えた場合は、事業者の責任において苦情処理等に対応すること。

- ウ 工事から発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適正に処理すること。
- エ 工事により発生する廃材等のうち再生可能なものについては、積極的に再利用を図ること。
- オ 隣接する道路等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、事業者の負担において行うこと。
- カ 工事期間中は火災や地震等の災害に対する事前対応を実施し、万が一火災、災害等が発生した場合には、適切な事後対応を実施し、関係者の安全確保に努めるとともに、青森市の災害対策に必要な支援・協力を実施すること。なお、建設期間中の不可抗力による追加費用等の負担に関しては、事業契約書にて詳細を示すものとする。
- キ 工事期間中は、現斎場の運営に支障がないよう施設利用者のための駐車場を設けること。駐車場の形態（仮設、常設）、利用可能台数については、現斎場の利用者想定や施設配置を踏まえ、事業者にて提案すること。

②工事関係書類

事業者は、建築期間中には次の書類を当該事項に応じて遅滞なく青森市に提出すること。

項目	部数
各種機器承諾願の写し	3部
残土処分計画書	3部
産業廃棄物処分計画書	3部
主要工事施工計画書	3部
主要工事施工図	3部
生コン配合計画書	3部
各種試験結果報告書	3部
各種出荷証明	3部
マニュフェスト管理台帳	3部
工事記録	3部
工事履行報告書及び実施工程表	3部
段階確認書及び施工状況把握報告書	3部
工事打合せ簿	3部

6) 完成後の業務

①完成検査及び完成確認

新斎場の完成検査及び完成確認は、次の規定に即して実施すること。ただし、それらの規定のうち該当する業務内容がない部分については、これを適用しない。

ア 性能試験

事業者は、竣工時に、「第2／6／1)／⑤性能試験」に示す性能試験を実施すること。

イ シックハウス対策の検査

- 事業者は完成検査に先立ち、「室内空气中化学物質の測定マニュアル」（厚生労働省）により新斎場の主要諸室におけるホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及び揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、その結果を青森市に報告すること。
- 測定値が、厚生省生活衛生局長通知「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法等について」に定められる値を上回った場合、事業者は、自己の責任及び費用負担において、青森市の完成確認等までに是正措置を講ずること。

ウ 事業者による完成検査

- 事業者は、新斎場の完成検査及び機器・器具の試運転検査等を実施すること。
- 完成検査及び機器・器具の試運転検査等の実施については、実施日の14日前に青森市に書面で通知すること。
- 青森市は、事業者が実施する完成検査及び機器・器具の試運転に立会うことができるものとする。
- 事業者は、青森市に対して完成検査、機器・器具の試運転の結果を必要に応じて検査済証その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

エ 青森市の完成確認等

- 青森市は、事業者による完成検査、法令による完成検査及び機器・器具の試運転検査の終了後、新斎場について完成確認を実施するものとする。
- 青森市は、事業者の立会いのもとで、完成確認を実施するものとする。

②完成図書の提出

ア 事業者は、青森市による完成確認に必要な次の完成図書を提出すること。なお、これらの図書は新斎場内に保管すること。

項目	部数
工事完了届	2部
工事記録写真	2部
完成図（建築）	一式（製本図2部、縮小版製本2部及び左記入図面等が収録された電子媒体一式1部）
完成図（造成及び外構）	
完成図（電気設備）	

完成図（機械設備）	
完成図（什器・備品配置票）	
完成工事費内訳明細書	2部（起債対象の内外を区分けし、かつ工事の発注年度ごとに区分けしたものを作成すること。）
備品リスト	2部
備品カタログ	1部
完成検査調書（事業者によるもの）	1部
揮発性有機化合物の測定結果	1部
完成写真	2部（内外全面カット写真をアルバム形式及び電子媒体）
要求水準書等チェックリスト	2部

イ 完成写真の著作権等については、次のとおりとする。

- ・事業者は、青森市による完成写真の使用が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを青森市に対して保証する。事業者は、かかる完成写真が第三者の有する著作権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずること。
- ・完成写真は、青森市が行う事務、青森市が認めた公的機関の広報等に、無償で使用することができるものとする。この場合において、著作者名を表示しないことができるものとする。
- ・事業者は、あらかじめ青森市の承諾を受けた場合を除き、完成写真が公表されないようにし、かつ、完成写真が青森市の承諾しない第三者に閲覧、複写又は譲渡されないようにすること。

4. 火葬炉設置業務

1) 建設業務の進め方

①概要

火葬炉建設業務は、設計図書に基づいて業務を行うこととし、火葬炉建設に当たっては、建物工事との調整を十分に行わなければならない。

また、事業者が青森市に提出すべき建設工事中の記録、報告書の作成及び提出については、次に掲げるところによる。

ア 事業者グループが提出すべき記録、報告書等の作成及び提出

事業者が青森市に提出すべき品質管理に係る記録、報告書等は、公共建築におけ

る ISO9001：2000適用電気工事施工管理要領（平成15年度版）及び公共建築における ISO9001：2000適用機械工事施工管理要領（平成15年度版）の内容に則して作成しなければならない。

また、事業者は、上記による確認結果を記録し、工事監理状況報告により、当該記録を青森市に提出しなければならない。

イ 書類及び書類の提出時期

- ・施工計画及び品質管理計画を示した書類 各部位の施工前
- ・計画に基づき適切に施工したことを見た施工報告等の書類 各部位の施工後

ウ その他

事業者は、火葬炉の主要な設備の区分ごとに、出来高予定曲線を記入した実施工程表を作成し、青森市に提出しなければならない。また、月間工程表を作成し、前月の末日までに青森市に提出しなければならない。

事業者は、火葬炉建設にかかる代金額による出来高を算出し、工事期間中は、その出来高による進捗状況報告書を毎月青森市に提出しなければならない。また、実施工程表に記載された出来高予定との変動が 5 %を超えて遅延した場合は、その理由を明確にして、翌月の10日までに、青森市に報告しなければならない。

②使用材料の詳細に係る確認

事業者は、設計及び建設工事において、材料の色、柄、表面形状等の詳細に係る内容について、適宜青森市にその内容を提示し、確認を得なければならぬ。また、その結果をもって青森市に説明を行い、調整の必要な事由が生じた場合は、青森市と協議するものとする。

③市有財産台帳附属図面の調製

事業者は、青森市が指定した様式により火葬炉に関する市有財産台帳附属図面を作成し、次表に定めるところにより、工事完了後速やかに、青森市に提出しなければならない。

図面名	大きさ	部数
原図	A3判	1部
第2原図	A3判	1部

④完成図の作成

完成図は、工事完成時における工事目的物たる火葬炉の状態を明瞭かつ正確に表現したものとし、次に掲げるところにより、作成するものとする。

- ア 図面の作成は、建築C A D図面作成要領（案）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）によるものとする。
- イ 完成図の作成に当たっては、青森市と協議するものとする。
- ウ 工事完了後、青森市に提出する完成図は、次表のとおりとし、営繕工事電子納品要領（案）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）によるものとする。

図書名	大きさ	部数
原図	A 1 判	1 部
第 2 原図	A 1 判	2 部
	A 3 判	2 部
陽画焼付製本	A 1 判	8 部
	A 3 判	2 部
電子媒体（C D - R）		3 部

⑤火葬炉の保全に係る資料の作成

事業者は、保全に係る資料として、火葬炉が備える機器等の維持管理に必要な一切の資料を作成し、火葬炉建設工事完了後、次表に定めるところにより、青森市に提出しなければならない。

なお、その際には、各設備の操作マニュアル等も添付すること。

図書名	大きさ	部数
ファイル綴じ	A 4 判	3 部
電子媒体（C D - R）		3 部

⑥事業記録の作成

事業者は、完成引渡し時までの概要と経緯及び技術的資料を整理し、取りまとめた火葬炉に関する事業記録を作成し、完成引渡し時以降に、青森市に3部提出しなければならない。

なお、事業記録の作成に当たっては、全体の構成計画を作成し、その内容について、青森市と協議するものとする。

⑦その他

ア 施工中の安全確保

事業者は、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努めること。

イ 施工中の環境保全

事業者は、火葬炉建設工事に際して、法令、例規等を遵守するほか、建設工事公衆災害防止対策要綱に従い、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉じん、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう周辺環境の保全に努めること。

また、作業環境の改善、作業現場の美化等に努めること。

ウ 災害時等の対応

事業者は、災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を速やかに青森市に報告すること。

エ 施工体制について

事業者は、火葬炉整備企業の施工体制を明確にしなければならない。青森市は、事業者に対して、施工体制について点検を求めることがある。

5. 備品等調達・設置業務

ア 事業者は、現斎場・新斎場・浪岡斎園の維持管理・運営に必要と考えられる備品等を提案し、その設置及び整備を建設期間中に実施すること。

イ 「備品」の定義は以下とし、これに該当するものは青森市財務規則（平成十七年規則第六十三号）の規定に基づき分類し、「第7／1／7）／③」に示す「備品台帳」を作成し、原則として備品表示票による表示を行うこと。

- ・その性質及び形状を変えることなく比較的長期間の使用又は保存に耐えるもので、その一品の予定価格が一万円以上（税込価格）のもの（ガラス製品、陶器等で破損しやすいもの及び記念品、褒賞品その他これらに類するものを除く。）
- ・備品のうち、取得価格（取得価格がない場合は、取得時の評価額）が五十万円以上（税込価格）のものは、重要物品とし、備品とは区別すること。

ウ 施設内の適切な場所に自動体外式除細動器（AED）を設置すること。調達はリース方式を原則とする。

エ 事業用地内に除雪機を配備すること。除雪機は、買取方式、リース方式の他、除雪を委託により行うことも可とする。

オ 備品等は、室内空間と調和し、斎場にふさわしいものの選定に努めること。また清掃が容易な素材に配慮すること。

カ 備品は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及び揮発性有機化合物が放散しない又は放散量が少ないものを選定すること。

キ 本事業における備品は、既製品の調達を基本とするが、事業者の提案により同等以上の作り付け等の備品を計画することを認めるものとし、必要に応じて備品の設計を行うこと。

ク 事業者は、運営備品等の整備について契約時の要求水準を基に、内容を青森市と協議すること。

ケ 備品の設置に当たっては、「第2／5 施設構成及び諸室要件」に示す条件にも考慮しながら、給水や排水、排気、特殊電源等が必要なものについて適宜、計画して設置すること。

コ 事業者は、青森市の完成確認までに備品に対する耐震対策や動作確認等を行うこと。

サ 事業者は、整備した備品等について備品台帳（リース品も含む）を作成し青森市に

提出したうえで、維持管理業務を行うこと。

6. 環境保全対策業務

1) 臭気防止対策

火葬炉燃焼温度は、800度以上となるよう自動制御し、完全燃焼を行うように燃焼管理を行う。

主燃焼炉で発生した燃焼ガスは、余熱運転を行うとともに、再燃焼炉内での滞留時間を1.0秒以上確保するなどの燃焼管理を行うことで臭気防止対策を行う。

主要な設備機器類は、定期的に排気筒からの排気ガスを測定し、臭気濃度に異常が生じた場合には、原因を究明し必要な対策を講じる。

2) 大気汚染防止対策

臭気防止対策と同様に、適切な燃焼管理を行うことで排出ガス濃度の管理を行う。

ダイオキシン類対策として、十分な濾過面積と濾過速度を有する高効率な集じん装置（バグフィルター）を設置することでダイオキシン類の抑制を図る。

加えて、高度排ガス処理装置を設置することで、ダイオキシン類の分解除去を促進する。

施設の設計にあたっては、排気ガスによる影響を低減するため、適切な設備計画（排気筒の高さ等）を検討する。

棺架台の材質は、六価クロム等重金属類が発生しない材質を採用する。

火葬炉運転は、排気ガスによる影響を低減するための運転スケジュールを適切に計画する。

3) 騒音防止対策

排風機や屋外機等は、低騒音型もしくは低騒音モード機能付き機器を採用する。

建物の壁は、十分な遮音性能を有する構造とし、室によっては、吸音性能を有する仕上げを採用して防音対策を行う。

4) 振動防止対策

防振架台や免震装置等を採用し、防振対策を行う。

7. その他関連業務

1) 各種申請業務

・本事業を実施するに当たり、本要求水準書及び事業契約書で示す法令及びその他関係法令で必要な申請がある場合は、事業実施に支障のないよう、各種申請等を適切に実施すること。

- ・青森市が本事業を実施するうえで必要な申請を行う際、事業者は必要な協力を行うこと。

2) その他施設整備上必要な業務

本事業を実施するに当たり、本要求水準書及び事業契約書で示す内容を満たすうえで、その他に施設整備上必要な業務がある場合は、本事業実施に支障のないよう、適切に実施すること。

3) その他

- ・事前に関係機関等との協議を行い、開発許可等に関する基準の準拠や各種申請手続等を行うこと。なお、これらの協議及び各種申請手続等に伴う設計及び工事費等についても事業者の責任と負担において実施すること。

8. 稼働準備業務

1) 稼働準備

施設が供用開始後支障なく稼働するよう、火葬炉運転業務の従事者の研修等を含めた稼働準備業務を行うこと。なお、これらに必要となる資材及び消耗品等の調達については、事業者の負担とする。

2) 竣工パンフレットの作成

事業者は、供用開始後までに、新斎場の概要を示したパンフレット（A3版二つ折り両面1枚程度）を3,000部作成し、原稿データとともに青森市に提出すること。

第5 解体業務要求水準

1. 総則

事業者は、技術提案書に基づき本事業の解体工事を行うこと。ただし、技術提案書と本書に相違がある場合は本書の記載内容に従うものとする。

業務の内容は、本事業の（解体）施工業務及びその関連業務とする。

1) 施工業務及びその関連業務の実施

- ア 事業契約書に定める期間内に本事業の解体工事を実施すること。
- イ 事業契約書に定められた本事業の調査、解体等の履行のために必要となる業務は、事業者の責任において実施すること。
- ウ 近隣住民や市民に対する解体工事関係の事前説明については、事業者が実施するとともに、青森市はこれに協力するものとする。
- エ 関連法令を遵守し、関連要綱、各種基準等を参考し適切な工事計画を策定すること。
- オ 騒音、振動、悪臭、公害、粉じん発生、交通渋滞その他、建設工事が近隣の生活環境に与える影響を勘案し、合理的に要求される範囲の近隣対応を実施すること。
- カ 事業者は、工事内容を近隣住民及び市民、ならびに利用者へ周知徹底して理解を得るように努めること。
- キ 本事業及び近隣への対応について、事業者は青森市に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。
- ク 工事に伴う影響を最小限に抑えるための工夫（特に車両の交通障害・騒音・振動・アスベスト対策）を行うこと。
- ケ 工事は原則として、日曜日・祝日及び年末年始は行わないこと。
- コ 設計時から実施される各種申請に関し、工事段階で必要な申請対応を図ること。
- サ 工事段階から必要となる申請がある場合は、適切に申請を実施すること。
- シ 現斎場は、新斎場を稼動しながら解体をするため、遺族等及び会葬者の心情への配慮並びに遺族等、会葬者の安全を確保する計画とするものとする。

2) 着工前業務

①近隣調査・準備検査等

- ア 着工に先立ち、近隣住民との調整及び建築準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣住民及び市民の理解及び安全を確保すること。
- イ 近隣への説明を実施すること。
- ウ 建物及びその工事によって近隣に及ぼす諸影響を検討し、必要な調査を実施し、問題があれば適切な処置を行うこと。

②工事着工届等の提出

事業者は、工事着工前に、次の書類を青森市に提出して、承諾を得ること。

- ア 工事着工届（任意様式）
- イ 工事工程表（任意様式）
- ウ 統括責任者及び各業務管理技術者選任通知（任意様式）
- エ 下請け施工体系図及び施工体制台帳（写し）

③施工計画書等の提出

事業者は、各工事工種の着手前に業務にあたる者が作成した書類について、統括責任者の確認を得た後、速やかに青森市に提出して承諾を得ること。

3) 施工期間中業務

①解体工事

- ア 各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計に従って施設の解体工事を実施すること。事業者は工事現場に工事記録を常に整備すること。
- イ 青森市は、事業者が行う工程会議に立会うことができるとともに、施工中に随時検査を行うことができるものとする。
- ウ 工事中における近隣住民、利用者等への安全対策については万全を期すこと。
- エ 市民の理解を得て、工事を円滑に推進できるように、必要な工事状況の説明及び情報発信等を十分に行うこと。
- オ 騒音・振動や悪臭・粉じん及び地盤沈下・地下水の汚染等、周辺環境に及ぼす影響について、十分な対応を行うこと。
- カ 周辺地域に万が一悪影響を与えるような事態が発生した場合は、事業者の責務において苦情処理等に対応すること。
- キ 工事から発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適切に処理、処分すること。
- ク 工事により発生する廃材等について、その再生可能なものについては、積極的に再利用を図ること。
- ケ 道路、公共施設等に損傷を与えないよう留意し、工事中に汚損、破損した場合の補修及び補償は、事業者の負担において行うこと。
- コ 工事中は周辺その他からの苦情が発生しないよう注意するとともに、万が一発生した苦情その他については、事業者を窓口として、工程に支障をきたさないように処理を行うこと。
- サ 工事期間中は火災や地震等の災害に対する事前対応を実施し、万が一に火災等により災害が発生した場合には、適切な事後対応を実施し、関係者の安全確保に努めるとともに、青森市の災害対策に必要な支援・協力を実施すること。なお、工事期間

中の不可抗力による追加費用等の負担に関しては、事業契約書にて詳細を示すものとする。

②その他

ア 原則として工事中に第三者に及ぼした損害については、事業者が責任を負うものとする。

イ 事業者は、本事業期間中に業務にあたる者が作成した次の書類について、当該事項に応じて統括責任者に確認を得た後、速やかに青森市へ提出して承諾を得ること。

・承諾願（産業廃棄物処分計画書） 1部

・承諾願（主要工事施工計画書） 1部

・報告書（各種試験結果報告書） 1部

2. その他既存施設の解体に必要な業務

1) 完成後業務

事業者による自主検査を、青森市へ引き渡しを行う前段において実施するものとする。

自主検査は、引渡し時点において、次の規定に即して実施すること。ただし、これらの規定のうち該当する業務内容がない部分についてはこれを適用しない。

①事業者による自主検査

ア 事業者は、自らの責任及び費用において、本事業の完成確認等を実施すること。

イ 青森市は事業者が実施する自主検査に立会うことができるものとする。

ウ 事業者は、青森市に対して自主検査の結果を、検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。

エ 事業者は、自ら実施した検査の完了後、速やかに工事完了届とともに、次の書類を青森市へ提出すること。

・自主検査調書（事業者によるもの） 1部

・「アスベスト粉じん濃度測定」の測定結果 1部

2) 青森市（担当課）の完成検査

事業者は「第5／2／1）／①事業者による自主検査」の完了後、所定の書類とともに工事完了届けを提出し、青森市は10日以内に事業者及び担当者の立会いのもとで担当検査官が完成検査を実施するものとする。

※青森市の完成検査用写真は解体前後の「全景」のほか、解体前の「全ての部屋」を2枚ずつ、かつ解体前の「設備など動産関係の写真及び調書」、マニフェスト（A・E表）の写しが必要となる。

3) 完成検査後のは是正等

- ア 青森市は、前述「2) 青森市（担当課）の完成検査」の結果、是正、修補等が必要な場合、期限を定めた上で事業者へ指示するものとする。
- イ 事業者は、前記による書面の指示を受けた場合において、期日までには是正等を完了させるものとする。期日までには是正等を完了させることができない場合は、青森市と協議のうえで期限を再設定することができるものとする。
- ウ 事業者は、本事業において是正等の指示を受けた場合は、当該是正工事等の内容を完成図書に反映させるものとする。

3. 伐木・伐根業務

1) 伐木・伐根業務

- ア 事業者は資料3「青森市斎場 伐木・伐根範囲」にて定めた範囲に従い、伐木・伐根を行うこと。
- イ 事業者は資料3「青森市斎場 伐木・伐根範囲」にて定めた範囲以外において、伐木・伐根を行う場合、青森市と協議の上実施すること。

第6 工事監理業務要求水準

1. 総則

1) 総則

事業者は、技術提案書に基づき本事業の工事監理業務を行うこと。ただし、技術提案書と本書に相違がある場合は本書の記載内容に従うものとする。

業務の内容は、本事業の工事監理業務及びその関連業務とする。

2) 実施体制

- ア 設計業務、建設業務、工事監理業務の全体を総合的に把握し、調整を行う統括責任者を配置すること。統括責任者は「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」により指定された積雪地域もしくは寒冷地域、又は「豪雪地帯対策特別措置法」により指定された豪雪地帯での業務実績を有する者であること。
- イ 工事監理業務管理技術者、現場担当者を定めること。
- ウ 工事監理業務管理技術者は、その内容に応じ、必要な知識及び法令により定められている資格、技能を有する者とすること
- エ 工事監理業務管理技術者は、建設業務監理技術者、工事主任、又は現場代理人と兼務しないこと。
- オ 工事監理業務管理技術者、現場担当者については、事業者の構成員と、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- カ 事業者は、工事監理業務に関する業務実施体制表を作成し、青森市へ提出して承認を受けること。
- キ 業務の期間中に、工事監理業務管理技術者、現場担当者について発注者が不適当とみなした場合は、受注者は速やかに適切な措置を講ずること。
- ク 工事監理業務管理技術者の変更は、本事業の完成・引渡日までの間、病気・死亡・退職等の極めて特別な事情があり、やむを得ないとして発注者が承認した場合の他は、変更を認めない。
- ケ 各担当者に変更が生じた場合は、青森市と協議のうえ、当初予定者と同等以上の資格及び実績等を有する者を選定すること。なお、発注者が、その者を不適当であるとみなした場合、受注者は速やかに適切な措置を講じること。
- コ 契約締結後速やかに、技術提案時に配置を予定した各技術者を選定し、発注者に通知しなければならない。

2. 工事監理業務の実施

- ア 事業者は、国土交通省「工事監理ガイドライン」に基づいて建築工事の工事監理を行うとともに、国土交通省「建築物解体工事共通仕様書」に基づいて解体工事の工

事監理を行うこと。

- イ 事業者は、工事監理業務の実施体制、スケジュール等の内容を記載した工事監理業務計画書を作成・提出し、業務開始の2か月前までに青森市の承認を受けること。
また、工事監理業務計画書の内容が変更となる場合は、速やかに工事監理業務計画書の変更案を青森市に提出し、承認を受けること。
- ウ 事業者は、工事監理の状況について定期的（毎月1回以上）に青森市へ報告すること。また、青森市が現場の確認及び協議を求めた場合は応じること。

第7 維持管理業務要求水準

1. 総則

1) 業務区分

事業者が実施する業務は以下とする。なお、現斎場及び浪岡斎園の維持管理業務については、本要求水準の下記業務を実施することとするが、現斎場は、資料4「青森市斎場 施設、設備等の維持管理に関する業務一覧表」を、浪岡斎園は、資料5「青森市浪岡斎園 施設、設備等の維持管理に関する業務一覧表」に示す業務についても参考とし、遂行すること。

業務項目	新斎場	現斎場	浪岡斎園
① 建築物保守管理業務	○	※1	※1
② 建築設備保守管理業務	○	※1	※1
③ 火葬炉保守管理業務	○		
④ 清掃業務	○	○	○
⑤ 植栽・外構・緩衝緑地維持管理業務	○	○	○
⑥ 警備業務	○	○	○
⑦ 環境衛生管理業務	○	○	○
⑧ 備品等管理業務	○	○	○
⑨ 除排雪業務（主に駐車場）	○	○	○
⑩ 残骨灰及び集じん灰の管理業務 (処理委託は青森市が行う)	○	○	○
⑪ エネルギーマネジメント業務	○		
⑫ 本事業期間終了前の引継業務	○		○

※1：建築物及び建築設備の日常点検、小破修繕を対象とする。

2) 業務対象範囲

資料1「整備区域図」に示す範囲とする。

3) 基本要件

本要求水準書、事業契約書及び事業者提案に基づき、公共サービスの提供その他の各種業務が、安全かつ快適に行われるよう施設の維持管理を行い、適切な状態を保持すること。

① 維持管理業務における基本的な考え方

事業者は、次の考え方を基本として維持管理業務を実施すること。

ア 大規模修繕が発生しないよう予防保全を基本とする。なお、事業期間内に大規模修繕が必要な事象が発生した場合については事業者の負担とする。

イ 現斎場・新斎場・浪岡斎園及び各種設備が有する所定の性能及び能力を発揮できるように保守、点検等を行うとともに、不具合や故障等が発生した場合は、適切に補修、改造又は交換を行い、運営の妨げにならないようにする。

ウ 公害防止基準及び関係法令等を遵守する。

- エ 創意工夫やノウハウを活用し、合理的かつ効率的に業務実施に努める。
- オ 施設の環境を安全、快適かつ衛生的に保ち、火葬炉運転業務の従事者や利用者等の健康を確保するよう努める。
- カ 経年劣化等による危険・障害の未然防止に努める。
- キ 環境負荷を低減し、省資源・省エネルギーに努めるとともに、環境汚染等の発生防止に努める。
- ク ライフサイクルコストの削減に努める。

②仕様

- ア 維持管理業務の実施に当たっては、建築保全業務共通仕様書の最新版の点検項目を事業者の判断で適宜参考にして、建物・設備等の点検・保守の計画を行うこと。なお、共通仕様書に示された点検周期（「3か月に1回」「1年に1回」等）については仕様外とし、適切な保守管理が行われることを前提として、事業者の提案に委ねるものとする。
- イ 建築部材の標準的な耐用年数を踏まえ、本事業期間内における建築物及び建築設備等の大規模修繕は想定していない。事業者は、新斎場の良好な状態を維持するため、本事業期間中に予想される修理・交換ニーズをあらかじめ把握し、事業終了後の施設状況を想定したうえで、維持管理・運営業務期間全体の「長期修繕計画書」を作成し、効果的・効率的に修繕・更新を実施すること。
- ウ 事業者は、定期的に建物及び建築設備の診断を実施し、施設の機能維持に努めるとともに、自ら実施する業務について定期的にセルフモニタリングを実施し、業務水準の維持・改善を図ること。
- エ 業務に必要な用具、資材及び消耗品類は、全て事業者の負担とすること。
- オ 環境や品質に配慮した運営ができる仕組みを規格化した、環境ISO14001、品質ISO9001に配慮すること。

4) 施設及び設備・備品等の不具合及び故障への対応

- ア 点検（法定点検を含む。）及び保守等の実施は、「年度維持管理計画書」に従って実施するとともに、記録を行うこと。
- イ 事業者が建物及び各種設備・備品等の不具合及び故障等を発見した場合、又は第三者からこれらの不具合及び故障等に関する指摘を受けた場合は、補修、修繕、更新等を行うこと。また、緊急時においては速やかに補修等を実施し、支障のない状態に回復させるとともに、青森市に報告し、日報等に記録すること。なお、軽微なものについては、後日「月報」等の提出をもって報告に代えることができる。
- ウ 事業者は、建築物・建築設備等の補修・不具合・修繕等を一元管理することできるよう「施設管理台帳」を整備・保管し、青森市の求めに応じて速やかに提出できる

ように行うこと。

5) 修繕・更新について

- ア 修繕・更新業務は、基本的に「長期修繕計画」に基づいて実施するものとし、計画外に修繕・更新の必要が生じた場合についても、速やかに対応すること。
- イ 本事業期間中、通常の使い方をして、劣化、故障又は破損したもの（施設・設備機器を含む）に必要な修繕、更新等の方法は事業者の提案によるものとし、これにかかる費用は事業者の負担とする。
- ウ 修繕、更新等に当たって使用する材料は、ホルムアルデヒドをはじめとする揮発性有機化合物の化学物質の削減に努めること。
- エ 修繕・更新を行った場合、その箇所について青森市に報告を行い、必要に応じて青森市の立会いによる確認を受けること。
- オ 修繕・更新を行った内容を履歴として「施設管理台帳」に記録し、完成図面等に反映すること。また、常に最新の設備等の状態がわかるように管理し、青森市の求めに応じて速やかに完成図面等の書面を提出すること。

6) 実施体制

事業者は、以下の責任者等による業務実施体制を定め、業務開始前に青森市に提出し、承諾を受ける。なお、各責任者等を変更した場合も同様とする。

①維持管理業務責任者及び業務従事者

- ア 事業者は、「第8／1／4)①統括責任者」に示す「統括責任者」のもと、維持管理業務全般の指示及び管理を行う「維持管理業務責任者」のほか維持管理業務の各業務を行う「業務従事者」を定めること。
- イ 「維持管理業務責任者」は、「統括責任者」を兼務することも可とする。その場合は「第8／1／4)①統括責任者」に示す要件を満たすこと。
- ウ 「維持管理業務責任者」及び「業務従事者」は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とし、また、法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うこと。
- エ 「統括責任者」は、本事業の目的・趣旨・内容を踏まえ、必要な知識及び技能を有する者とすること。
- オ 事業者は、業務の一部を構成員以外の第三者に委託する場合は、あらかじめ青森市の承諾を受けること。
- カ 業務の実施に当たっては、地元の人材等の活用に配慮すること。

7) 維持管理計画及び報告

①提出書類

現斎場・新斎場・浪岡斎園における運転日誌及び点検記録（日常、定期）、整備記録及び事故等報告書は、本事業期間中保管すること。年度維持管理計画書及び年度維持管理報告書において、本事業に関する収支計画も記載すること。

	内容	作成	提出
全体	長期維持管理計画書	供用開始年度	供用開始前
	長期修繕計画書	供用開始年度	供用開始前
	施設管理台帳	供用開始前	毎年
	備品台帳	供用開始前	毎年
	年度維持管理計画書	毎年度	毎年度
	年度維持管理報告書	毎年度	毎年度
	四半期報告書	四半期ごと	四半期ごと
	業務報告書（月報）	毎月	毎月
	業務日報	毎日	（青森市の求めに応じて）
	次期修繕更新提案書	本事業期間終了3年前 （時点修正版） 本事業期間終了1年前	本事業期間終了3年前 （時点修正版） 本事業期間終了1年前
建築設備	年度維持管理計画書	毎年度	毎年度
	四半期報告書	四半期ごと	四半期ごと
	業務報告書（月報）	毎月	毎月
火葬炉設備	年度維持管理計画書	毎年度	毎年度
	四半期報告書	四半期ごと	四半期ごと
	業務報告書（月報）	毎月	毎月
	運転日誌	毎日	（青森市の求めに応じて）
	日常点検記録	毎日	（青森市の求めに応じて）
	定期点検・整備記録	実施時	実施後30日以内
	事故等報告書	事故等発生時	即時
清掃、植栽 外構、警備 等	年度計画書	毎年度	毎年度
	四半期報告書	四半期ごと	四半期ごと
	業務報告書（月報）	毎月	毎月

② 長期修繕計画

- ア 事業者は、維持管理業務の開始に先立ち、本事業期間中の「長期修繕計画書」を作成し、供用開始の2か月前までに青森市に提出し、承認を受けること。具体的な修繕方法については、事業者が提案し、青森市が承諾するものとする。なお、浪岡斎園においては、維持管理業務の開始に先立ち、火葬炉を除く長期修繕計画の提案を資料5「青森市浪岡斎園 施設、設備等の維持管理に関する業務一覧表」を参照し、作成すること。
- イ 「長期修繕計画書」は、本事業期間のみならず、本事業期間終了後に発生することが想定される修繕・更新等も含めて、ライフサイクルコストの低減が可能となるよう、予防保全の考え方を基本とする。
- ウ 各保守管理業務における修繕・更新業務は、基本的に「長期修繕計画」に基づいて計画するものとし、差異が発生する場合は青森市と協議を行い、青森市の確認を得ること。なお、計画外に修繕・更新の必要が生じた場合についても、速やかに対応すること。
- エ 「長期修繕計画書」は、対象物の耐用年数、消耗度等に照らし、各部分の修繕時期、概算経費を示すものとする。
- オ 「長期修繕計画書」による修繕・更新の結果、建築物、建築設備、火葬炉設備等を継続して使用可能な状態として事業を完了するとともに、少なくとも事業終了後2年以内は、建築物、建築付帯設備等の修繕又は更新が必要とならない状態を確保するものとする。
- カ 事業者は、「長期修繕計画書」について、施設の劣化状況等を踏まえ、供用開始後5年ごとに内容を更新し、青森市の承認を得ること。

③ 「施設管理台帳」及び「備品台帳」

- ア 事業者は、建築物・建築設備等の保守・不具合・修繕等の情報を一元管理することができるよう現斎場・新斎場・浪岡斎園の「施設管理台帳」を作成して更新するとともに、青森市の求めに応じて速やかに提出できること。
- イ 現斎場・新斎場・浪岡斎園の備品については、「備品台帳」による管理を行うこと。
- ウ 「施設管理台帳」及び「備品台帳」は、本事業期間にわたる全てのデータが容易に確認できるよう電子データとすること。
- エ 補修・修繕・更新等において完成図書に変更が生じた場合は、随時事業者において変更箇所を反映し、以下の書類を作成すること。修正した図面等は、青森市の要請に応じて速やかに提出できるよう事業者にて保管すること。
- ・竣工図への変更箇所の図示
 - ・工事内容
 - ・変更前、変更後の写真

- 8) セルフ モニタリングの実施
- ア 事業者は、自らが行う維持管理業務のサービス水準を維持・改善するようセルフモニタリングを実施すること。
 - イ アンケート等により、利用者の意見や要望を聞き取り、業務改善・継続的なサービスの向上を図ること。
 - ウ 事業者は、毎月の業務報告書において、現斎場・新斎場・浪岡斎園についてセルフモニタリング結果を青森市に報告すること。
 - エ 青森市は、事業者の業務サービス水準を確認するため、業務報告書の確認のほか、隨時立入検査等により確認を行うものとするが、確認の結果、業務サービス水準を満たしていないと判断したときは、事業者は速やかに改善措置を行うこと。

9) 保険

維持管理・運営期間中、事業者は自らの負担により、第三者損害賠償保険及び火災保険に加入すること。詳細は事業契約書を参照すること。

10) 本事業期間終了時の対応

- ア 事業者は、本事業期間終了時において、施設の全てが本要求水準書で示した性能及び機能が発揮でき、著しい損傷がない状態で青森市へ引き継げるよう維持管理を行うこととし、少なくとも本事業期間終了後1年以内は、建物（建築物、建築付帯設備）及び火葬炉設備の修繕・更新が必要とならない状態を基準に、維持管理・運営開始後17年目（令和24年度）から、引渡し時の状態について青森市と協議を行うこと。ただし、性能及び機能を満足する限りにおいて、経年における劣化は許容する。
- イ 事業者は、予防保全を踏まえた本事業期間終了までの本事業における維持管理実績を踏まえ、想定される修繕・更新について、ライフサイクルコストの縮減が可能となるよう計画的な方法について、青森市の求めに応じて助言を行うこと。
- ウ 維持管理業務の期間中に発生する各種の修繕（建築物の大規模修繕を除く。）は、青森市の帰責事由、不可抗力を除き、全て事業者の業務範囲とする。

2. 建築物保守管理業務

- ア 施設の建築物（外構を含む。）の性能及び機能を維持し、新斎場における公共サービスの提供その他の各種業務が、安全かつ快適に行われるよう外構を含む施設の建物各部の点検、保守、補修・修繕、更新等を実施すること。
- イ おおむね次の各項目について点検を実施すること。点検項目、点検回数等は事業者の提案に委ねるものとする。

項目	要求水準
①屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・漏水がないこと。 ・ルーフドレン、樋等が詰まっていないこと。 ・金属部分が錆び、腐食していないこと。 ・仕上げ材の割れ、浮きがないこと。
②外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・漏水がないこと。 ・仕上げ材の浮き、剥落、ひび割れ、チョーキング、エフロレッセンスの流出がないこと。
③建具 (内部、外部)	<ul style="list-style-type: none"> ・可動部がスムーズに動くこと。 ・定められた水密性、気密性及び耐風圧性が保たれること。 ・ガラスが破損、ひび割れしていないこと。 ・自動扉及びシャッターが正常に作動すること。 ・開閉・施錠装置が正常に作動すること。 ・金属部分が錆び、腐食していないこと。 ・変形、損傷がないこと。
④天井、内装	<ul style="list-style-type: none"> ・ボード類のたわみ、割れ、外れがないこと。 ・仕上げ材の剥がれ、破れ、ひび割れがないこと。 ・塗装面のひび割れ、浮き、チョーキングがないこと。 ・気密性を要する部屋において、性能が保たれていること。 ・漏水、カビの発生がないこと。
⑤床	<ul style="list-style-type: none"> ・ひび割れ、浮き、又は摩耗及び剥がれ等がないこと。 ・歩行及び火葬業務に支障のないこと。
⑥階段	<ul style="list-style-type: none"> ・通行に支障をきたさないこと。
⑦手すり等	<ul style="list-style-type: none"> ・ぐらつき、ささくれ、腐食、変形等がないこと。
⑧駐車場、 構内道路	<ul style="list-style-type: none"> ・路面に凹凸、水たまりが発生しないこと。 ・マーキングの剥がれ、ひび割れがないこと。
⑨側溝	<ul style="list-style-type: none"> ・ひび割れ、欠け等がないこと。 ・落ち葉等で詰まっていないこと。
⑩案内板	<ul style="list-style-type: none"> ・金属部分が錆び、腐食していないこと。 ・変形、損傷がないこと。 ・表示が褪せていないこと。
⑪門	<ul style="list-style-type: none"> ・開閉・施錠装置が正常に作動すること。 ・金属部分が錆び、腐食していないこと。 ・変形、損傷がないこと。
⑫看板	<ul style="list-style-type: none"> ・金属部分が錆び、腐食していないこと。 ・変形、損傷がないこと。 ・表示が褪せていないこと。

ウ 建築物等の補修・不具合・修繕等については「施設管理台帳」に記録すること。また、修理等において完成図面等に変更が生じた場合は、変更箇所を反映させておく

こと。

3. 建築設備保守管理業務

- ア 設備の運転・監視については、利用状況、利用時間、気象の変化、利用者の快適さ等を考慮した運転管理計画を策定し、それに従って各種設備を適正な操作によって効率よく運転・監視すること。
- イ 施設の性能及び機能を維持し、公共サービスの提供その他の各種業務が、安全かつ快適に行われるよう新斎場に設置される電気設備、機械設備、監視制御設備、防災設備、運営支援システム設備及び本事業の建設工事に含まれる備品等について、適切な設備維持管理のもとに運転・監視、点検、保守、修繕、更新等を実施すること。
- ウ 保守点検項目や保守点検回数等は、事業者の提案に委ねるものとする。
- エ 官公署への届出は必要に応じて確実に行うこと。
- オ 建築設備等の補修・不具合・修繕等については「施設管理台帳」に記録すること。
また、修理等において完成図面等に変更が生じた場合は、変更箇所を反映させておくこと。
- カ 上記ア～オに加え、現斎場については、資料4「青森市斎場 施設、設備等の維持管理に関する業務一覧表」を、浪岡斎園については、資料5「青森市浪岡斎園施設、設備等の維持管理に関する業務一覧表」に基づき、業務遂行に努めること。

4. 火葬炉保守管理業務

1) 業務の実施

- ア 火葬業務が安全かつ快適に行われるよう新斎場に設置される火葬炉設備の性能及び機能を維持するために、維持管理計画のもとに運転・監視、点検、保守、修繕、更新等を実施すること。
- イ 修繕等が必要な場合は、事業者の負担において、迅速に調査、診断、修繕等を実施すること。
- ウ 公害防止に係る基準の遵守及び性能試験については、「第2／6／1)／④公害防止基準」、「第2／6／1)／⑤性能試験」により実施すること。
- エ 特に、排ガス処理設備については、バグフィルターが正常に機能するよう適切に管理すること。

2) 定期検査

事業者は、本事業期間中、「第2／6／1)／⑤性能試験」に示す定期検査を行うこと。

3) 管理記録の作成及び保管

- ア 設備の運転・点検整備等の記録として、次のものを作成し、提出すること。
- イ 運転日誌及び点検記録（日常、定期）、整備記録及び事故等報告書は、本事業期間中保管すること。

記録	組合に提出	内容
①運転日誌	(青森市の求めに応じて)	火葬炉運転日誌、燃焼監視記録、火葬炉設備に係る備品・消耗品の管理記録、性別・年齢別火葬件数等
②点検記録 (日常)	(青森市の求めに応じて)	燃料供給設備、動力設備、燃焼設備、駆動設備、炉体、排ガス処理設備、電気計装設備、運転・支援システム、付帯設備(燃料供給設備を除く)の点検表
③点検記録 (定期)	実施後30日以内	定期点検整備記録、故障・補修記録
④整備記録	実施後30日以内	定期点検整備記録、故障・補修記録
⑤事故等報告書	事故発生時	事故等の記録

4) 異常発見時の報告

事業者は、運転監視及び定期点検等により、異常が発見された場合には、速やかに青森市に報告するとともに必要な対応策を講じること。

5. 清掃業務

- ア 施設及び事業用地を美しく衛生的に保ち、新斎場における公共サービスの提供その他各種業務が、快適な環境のもとで円滑に行われるよう清掃業務を実施すること。
- イ 清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準（厚生労働省告示第百十七号）を踏まえ、清掃項目や清掃回数等は、事業者の提案に委ねるものとする。
- ウ 清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準（厚生労働省告示第百十七号）を踏まえ、日常清掃、定期清掃及び特別清掃を適切に組み合わせた作業計画を策定し、清掃箇所に応じた適切な頻度・方法で清掃を実施すること。
- エ 日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、六月以内ごとに一回、定期に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行うこと。
- オ 清掃業務の実施については、利用者の妨げとならないよう行うこと。特に、火葬業務中は作業を控えることとし、やむを得ず行う場合は、服装や身だしなみに十分配慮したうえで、最小限の作業に止める等、会葬者等へ配慮すること。
- カ 衛生用品（洗剤、トイレットペーパー等）は、不足がないよう点検し、補充すること。
- キ 業務終了後は、各室の施錠確認、消灯及び火気の始末に努めること。

- ク 業務に使用する資材・消耗品は、全て品質保証のあるもの（J I S 規格等）を用いること。
- ケ 清掃業務によって発生した廃棄物は、事業者において適正な処理を行うこと。
- コ 上記ア～ケに加え、現斎場については、資料4「青森市斎場 施設、設備等の維持管理に関する業務一覧表」を、浪岡斎園については、資料5「青森市浪岡斎園 施設、設備等の維持管理に関する業務一覧表」に基づき、業務遂行に努めること。

6. 植栽・外構・緩衝緑地維持管理業務

- ア 事業用地全体の付帯施設、構内道路、緩衝緑地について、機能・安全・美観上適切な状態に保つこと。点検項目や点検回数等は事業者の提案に委ねるものとする。
- イ 植栽、緩衝緑地については、会葬者等が視認可能な範囲を基本に、緑樹を保護・育成・処理、倒木の処理、剪定、刈込、枯れ枝の処理、桜等への薬剤散布等を行い、適切な環境を維持すること。
- ウ 植栽、樹木については、積雪時の対策として、雪囲いの取り付け、取り外しを事業者にて実施すること。
- ヴ 本業務において発生した廃材、剪定枝、不要枝、手取草等の処分は、事業者にて適切に行うこと。
- エ 事業用地の周囲に整備された柵等は、適切な状態に維持すること。
- オ 業務に使用する用具及び資材等は常に整理整頓に努め、特に薬品等は適正な管理を行うこと。
- カ 外構等の補修・不具合・修繕等については「施設管理台帳」に記録すること。また、修理等において完成図面等に変更が生じた場合は、変更箇所を反映させておくこと。
- キ 上記ア～カに加え、現斎場は、資料4「青森市斎場 施設、設備等の維持管理に関する業務一覧表」に基づき、業務遂行に努めること。
- ク 上記ア～カに加え、浪岡斎園は、資料8「青森市浪岡斎園 植栽・外構・緩衝緑地維持管理範囲」に示す範囲について、資料5「青森市浪岡斎園 施設、設備等の維持管理に関する業務一覧表」に基づき、業務遂行に努めること。

7. 警備業務

- ア 施設及び事業用地全体において、風水害、落雷、火災、盗難、破壊等のあらゆる事故の発生を警戒・防止することにより、財産の保全と人身の安全を図るため、警備・監視を実施すること。
- イ 施設の利用時間外は、建物内外の主な出入口及び扉の施錠を行うとともに、現斎場・新斎場・浪岡斎園の鍵の保管及びその記録を行うこと。
- ウ 開場時間帯は火葬炉運転業務の従事者による保安警備、閉場している時間帯（17：00～翌日8：00まで）と休場日は機械警備を基本とし、必要に応じて両者を組み合

- わせて実施すること。
- エ 保安警備については、施設の利用時間・用途・規模等を勘案して適切な巡回警備計画を立て、定期的に施設内を巡回して不審者・不審物及び施設内の異常の発見等に努めること。
- オ 機械警備については、機械監視装置により不審者の侵入や施設の異常を監視し、異常等の発生に際して速やかに現場に急行し、現状の確認、関係機関への通報連絡等を行える体制を整えること。

8. 環境衛生管理業務

- ア 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に準じ、ゴキブリ、ダニ、その他害虫の駆除、空気環境の測定、貯水槽の清掃と水質管理、排水施設の清掃と補修を実施すること。また、施設の消臭作業を実施すること。
- イ 害虫駆除に関しては、総合的有害生物管理（IPM）に基づき、生息調査を行い、その結果により害虫発生を防止するため必要な措置を講じること。
- ウ 生息調査、駆除作業は専門技術者の指導のもとに行うこと。
- エ 業務に必要な薬品等は適正な管理を行うこと。
- オ 点検項目、点検回数等は事業者の提案に委ねるものとする。
- カ 水道法施行令第二条および青森市専用水道等指導要綱に基づき、貯水槽等の有効容量の合計が10m³を超える場合には検査を受検すること。
- キ 上記ア～カに加え、現斎場については、資料4「青森市斎場 施設、設備等の維持管理に関する業務一覧表」を、浪岡斎園については、資料5「青森市浪岡斎園施設、設備等の維持管理に関する業務一覧表」に基づき、業務遂行に努めること。

9. 備品等管理業務

- ア 施設で使用される什器・備品について、管理を行い、状態に応じて保守、交換又は更新、補充等を行うこと。なお、事業者が持ち込んだ事業者用備品については、事業者により適宜行うものとし、本業務の対象外とする。
- イ 経年による劣化や汚れ等が著しい場合には、修繕又は交換を行うこと。
- ウ 交換又は更新した備品等については、所定の手続きを行い、備品標示票による標示を更新すること。
- エ 什器、備品について、年1回「備品台帳」（品名、規格、金額（単価）、数量等）を更新し、青森市に提出すること。
- オ 自動体外式除細動器（AED）は、点検者を定め毎日点検し、必要な措置を行うこと。また、パットとバッテリーについては定期的に交換するとともに、自動体外式除細動器を使用したときは、パットを交換すること。
- カ 除雪機は、シーズン利用前に点検を行うこと。

- キ 現斎場は、上記ア～カに加え、施設設置者が貸与する、資料9「青森市斎場 備品一覧」に記載されている什器・備品について、管理を行い、状態に応じて保守、交換又は更新、補充等を行うこと。
- ク 浪岡斎園は、上記ア～カに加え、施設設置者が貸与する、資料10「青森市浪岡斎園 備品一覧」に記載されている什器・備品について、管理を行い、状態に応じて保守、交換又は更新、補充等を行うこと。

10. 除排雪業務

- ア 事業用地内の構内通路、駐車場、施設入口周辺、その他利用者・管理用動線上のスペースにおいて、降り積もった雪をたい積場所に排除し、路面の整正を行うこと。
- イ 作業時間は、施設利用者が不便を来たすことのない時間までに除雪を完了すること。
また、開場中は施設利用者の安全を確保したうえで除雪を行うこと。
- ウ 除雪に当たっては、建物、樹木等を破損することのないよう十分注意すること。
- エ 事故の防止については細心の注意を払い、作業の従事に当たっては関連法規を厳守すること。
- オ 作業中において、物損、人身事故等が発生したときは、適切かつ迅速に対処するとともに、青森市に報告しなければならない。

11. 残骨灰及び集じん灰の管理

- ア 人体の残骨灰については、「墓地、埋葬等に関する法律」の趣旨に則るほか、青森市の指示により適切に管理、処理すること。また、動物・死胎時等の焼却灰についても関係法令に則り、適切に管理・処理すること。
- イ 灰の搬出、最終処分は適切に保管し、青森市が指定する業者へ引き渡すこと。また、処分先について、青森市に報告すること。
- ウ 集じん灰を搬出する場合は、ダイオキシン類濃度を測定すること。

12. エネルギーマネジメント業務

- ア 事業者は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」に則り、「エネルギー管理統括者」及び「エネルギー管理企画推進者」を選任し、本施設全体のエネルギー管理が可能なエネルギー マネジメントシステムを導入するとともに、使用エネルギー量の削減に積極的に取り組むこと。
- イ 事業者は、本施設の使用エネルギー量の記録・統計・分析を行うこと。統計・分析内容については、事業者の提案に委ねるものとする。
- ウ 事業者は、毎年度のエネルギー使用の状況等について、省エネ法に則り、組合に「定期報告書」を提出すること。

1.3. 事業期間終了前の引継業務

事業者は、本事業期間終了時において、施設の全てが要求水準書で示した性能及び機能が発揮でき、著しい損傷がない状態で青森市へ引き継げるよう維持管理を行うこととし、本事業期間終了時の建物（建築、建築付帯設備）及び火葬炉設備については、少なくとも1年以内は修繕又は更新を要しないと判断できる状態を基準に、維持管理・運営開始後17年目（令和24年度）から、引渡し時の状態について青森市と協議を行うこと。ただし、性能及び機能を満足する限りにおいて、経年における劣化は許容する。

1) 青森市による確認事項

本事業期間終了にあたり、青森市は以下の内容を検査する想定である。事業者は、青森市と確認内容を協議のうえ検査を行い、結果を青森市に報告すること。

事業者は、青森市の検査により不適合と認められた場合は、本事業期間終了までに速やかに修繕等を実施すること。

部位	確認内容
①新斎場の建築本体等	<ul style="list-style-type: none">構造上有害な鉄骨の錆・傷等接合部のボルトのゆるみ等鉄筋コンクリート部分の構造上有害なクラック等屋根、外壁等からの雨水等の侵入状況
②その他	<ul style="list-style-type: none">配管の腐食、錆こぶ等の状況、継ぎ手の損傷等配管の水圧、気密等その他建築設備・備品等が要求水準を満たしているか。

2) 引継ぎに関する協議及び支援

ア 青森市は、本事業期間終了後に後任の指定管理者が維持管理・運営業務を円滑かつ支障なく遂行できるよう、新斎場の引渡しに必要な事項について、維持管理・運営開始後17年目（令和24年度）から事業者と協議を開始する。

【引継協議にかかる提出書類】

提出書類	記載内容
①建物等診断報告書	建築物（設備等を含む）及び火葬炉設備を含む諸施設、外構、植栽等新斎場の全体について、各部位・部材の消耗具合を具体的に記載すること。
②修繕記録報告書	本事業期間中に行った修繕・更新内容について一覧にするとともに、完成図に図示すること。
③施設管理台帳	本事業期間中に事業者が記録した「施設管理台帳」を整理すること。

④備品台帳	本事業期間中に事業者が記録した「備品台帳」のほか、本事業期間中に行った更新内容について一覧にするとともに、消耗具合を具体的に記載すること。
⑤次期修繕提案書	本事業終了後に必要と考える大規模修繕について、対象物の耐用年数、消耗度等に照らし、各部分の修繕時期、概算経費を示すこと。

- イ 「次期修繕提案書」は、青森市が効率的・効果的に、大規模修繕を含む適切な修繕・更新等に取り組むことができるよう、以下の内容を含むものとする。
- ・建築物等の耐用年数、消耗度等に照らし、各部分の修繕時期、概算経費を示すものであること。
 - ・修繕・更新が必要な場所の修繕履歴を示すとともに、消耗具合を具体的に示すものであること。
 - ・特殊機材（製造中止による入手困難等）を使用している場合、その内容を示すとともに、代替できる機材があれば表示すること。
 - ・その他、本事業期間終了時点で発生している不具合について報告書にまとめること。
- ウ 本事業期間終了1年前に、時点修正を行った「次期修繕提案書」を改めて青森市に提出すること。
- エ 事業者は、本事業期間終了の6か月前から維持管理業務に関して必要な事項を説明するとともに、施設管理台帳、操作要領、申し送り事項その他の資料を提供すること。また、事業者は、運営・維持管理業務の承継に必要な「引継マニュアル」を本事業期間終了の6か月前までに作成し、青森市に提出すること。
- オ 本事業期間終了後1年間について、維持管理企業が連絡窓口となり、引き継ぎ先からの問い合わせ等のサポート業務を実施すること。

第8 運営業務要求水準

1. 総則

1) 業務区分

事業者が実施する業務は以下とする。なお、現斎場及び浪岡斎園の維持管理業務については、本要求水準の下記業務を実施することとするが、現斎場は、資料6「青森市斎場 施設、設備等の維持管理に関する業務一覧表」を、浪岡斎園は、資料7「青森市浪岡斎園 施設、設備等の維持管理に関する業務一覧表」に示す業務についても参考とし、遂行すること。

業務項目	新斎場	現斎場	浪岡斎園
① 開業準備業務	○	○	○
② 予約受付業務	○	○	○
③ 利用者受付業務	○	○	○
④ 告別・炉前・収骨等業務	○	○	○
⑤ 火葬炉運転業務	○	○	○
⑥ 遺族控室提供業務	○	○	○
⑦ 公金収納代行業務	○	○	○
⑧ 動物の火葬業務	○	○	○
⑨ 本事業期間終了前の引継業務	○		○

2) 業務対象範囲

資料1「整備区域図」に示す範囲とする。

3) 基本要件

- ア 本要求水準書、事業契約書及び事業者提案に基づき、経済的、効率的かつ効果的に施設を円滑に運営し、公共サービスの提供を行う。
- イ 施設の厳粛性を確保し、安全性、利便性及び快適性を向上させ、利用者の立場に立った良質なサービスを提供すること。
- ウ 利用者の心情に配慮し、適切な接遇を行えるよう、従事者教育を実施すること。
- エ 運営業務担当者は、勤務時間中は職務にふさわしい服装、態度、言動等細心の注意を払い厳粛に業務に取り組むこと。
- オ 業務に必要な用具、資材及び消耗品類は、全て事業者の負担とする。
- カ 施設の運営については、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づく管理者及び関係法令等に則して、適切な人員を配置すること。
- キ 業務の実施に必要な電気、水道及び燃料は、計画的に管理し、節約に努めること。
- ク 業務の各段階で故人の氏名確認を徹底し、炉の施錠・開錠を遺族とともにを行うこと等で焼骨の取り違えが発生しないよう十分留意すること。他の方法による焼骨の取り違え防止策については事業者の提案に委ねるものとする。
- ケ 事業者及び関係者が、会葬者等、葬祭業者等から心づけを受領することは固く禁じ

る。心づけは、金銭のみでなく中元歳暮等物品も含む。

4) 実施体制

事業者は、以下の責任者等による業務実施体制を定め、業務開始前に青森市に提出し、承諾を受ける。なお、各責任者等を変更した場合も同様とする。

①統括責任者

- ア 事業者は、本事業の維持管理・運営業務全般を総合的に把握し、青森市等との調整を行う「統括責任者」を定めること。なお、「統括責任者」は、下記の「運営業務責任者」又は「第7／1／6）／①維持管理業務責任者及び業務従事者」に示す維持管理業務責任者のいずれかと兼務することができる。
- イ 「統括責任者」は、構成企業のうち、斎場の運営を中心に行う企業の正社員であること。
- ウ 「統括責任者」は、新斎場へ常駐するものとし、不在の場合は代理者を選定すること。
- エ 「統括責任者」は、本事業の目的・趣旨・内容を踏まえ、必要な知識及び技能を有する者とすること。

②運営業務責任者及び業務従事者

事業者は、運営業務全般の指示及び管理を行う「運営業務責任者」のほか、運営業務の各業務を行う「業務従事者」を定めること。

- ア 「運営業務責任者」及び「業務従事者」は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とし、また、法令等により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うこと。
- イ 事業者は、業務の一部を構成員又は協力企業以外の第三者に委託する場合、あらかじめ青森市の承諾を受けること。
- ウ 業務の特殊性を考慮し、業務に支障のない勤務体制とし、不測の事態に備えて代替従事者の確保や連絡網の整備に努めること。
- エ 消防法第8条第1項による防火管理者を定めること。また、防火管理者は消防用設備等を定期的に維持管理するとともに、消防計画書を作成し、火災等の緊急時に備え定期的に消防訓練等を実施すること。
- オ 業務の実施に当たっては、地元の人材等の活用に配慮すること。
- カ 各責任者及び業務従事者は、火葬場業務に相応しい制服を着用し、名札をつけること。

5) 運営計画及び報告

- ア 次に示す各種計画書・報告書を作成し青森市に提出すること。
- イ 長期運営計画書は本事業期間全体における指針等を示すものとし、事業継続計画書については、「第1／5／4)／①平常時の対応」を参照すること。
- ウ 業務日誌、実績報告書は本事業期間中保管すること。また、年度運営計画書及び年度事業報告書において、本事業に関する収支計画も記載すること。

書類	作成	提出
長期運営計画書	供用開始年度	供用開始前
事業継続計画書	供用開始年度	供用開始前
年度運営計画書	毎年度	毎年度
年度事業報告書	毎年度	毎年度
四半期報告書	四半期ごと	四半期ごと
業務報告書（月報）	毎月（月末締め）	毎月（翌月10日まで）
業務日誌	毎日	（青森市の求めに応じて）

6) セルフモニタリングの実施

- ア 事業者は、自らが行う新斎場・現斎場・浪岡斎園における運営業務のサービス水準を維持・改善するようセルフモニタリングを実施すること。
- イ アンケート等により、利用者の意見や要望を聞き取り、業務改善・継続的なサービスの向上を図ること。
- ウ 事業者は、毎月の業務報告書において、セルフモニタリング結果を青森市に報告すること。
- エ 青森市は、事業者の業務サービス水準を確認するため、業務報告書の確認のほか、隨時立入検査等により確認を行うものとするが、確認の結果、業務サービス水準を満たしていないと判断したときは、事業者は速やかに改善措置を行うこと。

7) 運営会議等

- 青森市と事業者は、毎月1回、月例会議を行い、業務報告及び意見交換を行うこと。
事業者は、統括責任者、運営業務責任者及び維持管理業務責任者のほか、青森市の求めに応じて関係者を出席させること。

8) 保険

- 事業者は、維持管理・運営期間中、自らの負担により、第三者損害賠償保険及び火災保険に加入すること。詳細は事業契約書を参照すること。

9) 災害発生時の対応

事業者は、大規模災害発生時において、以下を行うこと。なお、災害発生時の対応に関する計画の策定又はそれに準ずる協定等が締結された場合、それに従うこと。

① 被災状況の報告

ア 事業者は、災害の発生後速やかに、斎場の被災状況、火葬炉運転業務の従事者の安否、火葬能力の状況及び応援の必要性を把握し、青森市に報告すること。

イ 施設に損傷等が生じた場合には、事業者が作成した「事業継続計画書」に則り、可能な限り早期に復旧を行うこと。

② 火葬の実施

青森市が必要であると判断したときには、事業者は業務実施時間を延長し、事前に作成した火葬タイムテーブルに則り火葬業務を実施すること。

③ 広域火葬への応援・協力

事業者は、青森市より広域火葬の要請があった場合は、前項の対応を行うこと。また、青森市より他施設へ火葬要員の派遣要請があった場合には、積極的に協力をすること。本対応に要する費用は、サービス対価とは別に、青森市が負担する。

2. 施設の運営概要

1) 休場日

青森市斎場 : 1月1日及び8月16日

青森市浪岡斎園 : 1月1日及び8月15日

ただし、事業者提案による変更を可能とする。

2) 開場時間

青森市斎場 : 午前8時15分から午後5時まで

青森市浪岡斎園 : 午前8時15分から午後5時まで

3) 使用料

別途、条例により定める。

4) 火葬件数

火葬タイムテーブルは、以下を条件に事業者の提案とする。

① 人体炉

ア 人体及び死体（死胎を含む）及び死産児（妊娠4か月未満）、人体の一部、改葬の

- ための火葬の取り扱いは、告別15分、火葬・冷却75分、収骨15分、清掃15分を基本とし、1件あたり120分以内での対応を想定する。
- イ 8基中7基で運転することを基本とし、交互運転によりメンテナンスに対応できる計画とすること。
- ウ 火葬回数は7基での運転により、2回／炉・日、最大14件／日とする。また向こう3日間に火葬枠の空きが無い場合は、3件／日の火葬を追加すること。ただし、大規模災害時にはこの限りではない。
- エ 利用者ニーズの高い時間帯に配慮した計画とすること。
- オ 17件／日を上回る火葬需要が常態する場合は、青森市と協議のうえ、火葬実施体制の見直しを行うこととする。

② 動物炉

- ア 火葬回数は、4件～6件／炉・日とし、利用者の希望に応じて利用者による収骨を行うこと。利用者が希望しない場合は、火葬炉運転業務の従事者による収骨、引き渡しとすること。

3. 開業準備業務

- ア 事業者は、利用等受付マニュアル、利用料金等取扱マニュアル、個人情報保護マニュアル、危機管理マニュアル、災害時初動対応マニュアル等、本業務実施に当たって必要なマニュアルを作成したうえで青森市に提出し、現斎場及び浪岡斎園の維持管理業務及び運営業務の開始の1か月前までに青森市の承認を受けること。
- イ 事業者は、新斎場の供用開始に向けて、必要なマニュアルを修正して青森市に提出し、新斎場の供用開始の1か月前までに青森市の承認を受けること。
- ウ 事業者は、運営業務総括責任者及び業務責任者のほか、運営業務に必要となる業務担当者を配置し、現斎場及び浪岡斎園の維持管理業務及び運営業務の開始の開始前日までに、各業務担当者に対して業務内容や機械操作、安全管理、救急救命、接客応対等、業務上必要な事項についての教育訓練を行い、運営開始後直ちに円滑な運営を実施すること。
- エ 事業者は、新斎場の供用開始に向けて、各業務担当者に対して業務内容や機械操作、安全管理、救急救命、接客応対等、業務上必要な事項についての教育訓練を行い、共用開始後直ちに円滑な運営を実施すること。

4. 予約受付業務

- ア 火葬の予約受付及び遺族控室、靈安室の利用受付・確認を行うこと。
- イ 予約状況や当日の受付情報、炉の稼働状況、告別室兼収骨室、遺族控室などの施設の空き情報等を統合的に活用する予約システムを構築し、その情報を場内各所に速

- やかに表示し、会葬者等及び火葬炉運転業務の従事者に提供できるようすること。
- ウ 予約システムは、インターネットを利用し、パソコン端末等から24時間予約可能なものとし、事業者が一元的に管理できるシステムとすること。なお、市担当者も閲覧できるよう配慮すること。
- エ 予約状況について、事業者が管理するホームページ上で公開するなど、利用者の利便性に配慮したシステムとすること。
- オ インターネット、その他の方法による予約システムは、事業者の提案とし市担当者や市民の利用し易いものとすること。
- カ 予約情報を活用し、火葬場の運営を円滑に行えるよう、工夫すること。
- キ 受付に当たっては、不公平、不透明な対応は行わないこと。特に、利用者の受付の順番には注意すること。

5. 利用者受付業務

- ア 事業者は、火葬の利用予約について、予約受付システムにより確認を行い、当日の予約に合わせて利用者の受付、遺族控室等の割り振りを行うこと。
- イ 利用者から埋・火葬許可証又は斎場使用許可証を受領し、内容を確認すること。
- ウ 火葬終了後、埋・火葬許可証又は斎場使用許可証へ火葬執行済印を押印し、利用者に返却すること。
- エ 利用者に対し、常に適正な受付を行うとともに、業務で知り得た個人情報の保護を徹底すること。
- オ 人体の一部の火葬については、斎場の使用許可申請書を記載させ、使用許可申請書と診断書（写し）と一緒に保管すること。
- カ 改葬に係る火葬については、斎場の使用許可申請書を記載させ、埋蔵証明書（写し）又は改葬許可証（写し）と一緒に保管すること。
- キ 動物火葬については、斎場の使用許可申請書に記載させること。

6. 告別・炉前・収骨等業務

- ア 運営業務従事者と葬祭業者の役割分担は以下とする。

運営業務従事者	葬祭業者
柩台車の配置	柩を靈柩車より台車へ乗せ換え
炉前台の設置	炉前台の飾り付け及び後片付け
告別室及び火葬炉への納棺	告別式及び葬送行為の進行
—	遺族控室への案内及び後片付け 炉前に炉前台及び焼香台の設置
整骨及び収骨並びに遺族への引渡し	—

収骨室の清掃	—
--------	---

- イ 会葬者等の誘導は、葬祭業者が主体で行う。ただし、火葬時間が予定時間を超える場合などは、葬祭業者又は遺族に丁寧に火葬状況の説明を行うこと。
- ウ 火葬業務の進行状況に支障のないよう、遺族や葬祭業者等の理解を得て、可能な限り告別が円滑に終了するよう努めること。なお、所要時間は台車移動等も含め、新斎場においては告別15分、火葬・冷却75分、収骨15分、清掃15分の合計120分、現斎場および浪岡斎園は告別15分、火葬・冷却90分、収骨15分、清掃15分の合計135分を基本とするが、会葬者等の人数により各行為が前後する場合があることに留意すること。
- エ 会葬者等が輻輳しないよう葬祭業者と十分に連携すること。特に火葬が集中する時は、葬祭業者と十分確認すること。
- オ 入炉時及び出炉時は、会葬者等の安全に配慮すること。
- カ 焼骨の取り違えが発生しないよう万全の体制をとり、炉の表示板と故人の氏名を確認する等、細心の注意を払うこと。
- キ 副葬品として相応しくないものを利用者に口頭にて確認し、除去すること。
- ク 烧骨を火葬炉から出炉し、安全に収骨できる用意を整えること。
- ケ 会葬者等の収骨作業に適切な指導・補助を行うこと。なお、台車の余熱で会葬者等が火傷をしないよう注意を払うこと。
- コ 残渣や残骨灰については、会葬者等の同意を得た上で処理すること。
- サ 収骨終了後、会葬者等の円滑な退出を誘導すること。
- シ 遺族控室では、会葬者等が飲食を行う。ごみは、利用者又は葬祭業者に持ち帰りをお願いすること。
- ス 通常の人体火葬とは別に、感染症等による遺体の火葬を想定し、時間帯での区分を行う等の配慮をすること。

7. 火葬炉運転業務

- ア 遺族の心情や遺体の尊厳に配慮のうえ業務を行うこと。
- イ 事業者は、火葬炉の取扱説明書や、事業者が事前に作成した火葬炉運転マニュアルに従って火葬を行うこと。
- ウ 事業者は、適切な焼骨の状態になるまで火葬を行うこと。適切な焼骨の状態とは、遺体や副葬品の状態に合わせ、焼骨がある程度まとまった形で遺族の目に触れるようすることを示す。なお、副葬品の残滓は事業者の判断で除去することなく出炉すること。
- エ 所要時間は台車移動等も含め、告別15分、火葬・冷却75分、収骨15分、清掃15分の合計120分を想定するが、火葬炉の状態や火葬炉運転業務の従事者の配置等に配慮

- して適切な時間配分とすること。また、火葬時間が予定時間を超える場合には、会葬者等に丁寧に火葬状況の説明をすること。
- オ 死体（死胎）及び死産児（妊娠4か月未満）、人体の一部等を火葬する際は、収骨に配慮し火葬方法を工夫すること。
- カ 火葬機器類の稼働状態については、火葬炉運転業務の従事者全員が共有して操作すること。
- キ 火葬炉の運転が可能な従事者体制を確保すること。
- ク 機器故障等が発生しないよう、日頃から点検保守を行うこと。万が一、火葬中に機器トラブルが発生した場合にも、原因追跡を行い、安全を最優先したうえで火葬の継続・完了に最大限の努力をしなければならない。
- ケ 火葬炉設備や発電設備に使用する燃料は、日常及び災害時に不足することがないよう定期的に確認し、補充すること。
- コ 事業者は火葬炉運転業務の従事者に事故等があった場合、火葬炉運転業務の従事者の補充を行うなど、火葬炉運転業務を継続すること。

8. 遺族控室提供業務

- ア 遺族控室の清掃、整理整頓を行い、次の遺族等が利用可能な状態にすること。なお、現時点では、給茶、食器の後片付け等については、遺族等が行うことを想定している。
- イ 売店の設置の有無にかかわらず、事業者は、新斎場で最低限、のし袋及び筆記用具、骨箱、骨壺（主に動物用）を販売するものとする。
- ウ 売店、軽食コーナーの設置を提案して採用された事業者にあっては、その提案内容により売店での販売、軽食コーナーでの飲食物の提供をすること。
- エ 遺族等の利用者が分かりやすいように食器を保管するとともに、清潔感や衛生面の維持等に努めること。
- オ 新斎場の雰囲気を損ない、遺族等及び会葬者に不快感を与えるようなものとしてはならないこと。
- カ 新斎場の供用開始の日以後に、売店、軽食コーナーを設置しようとする場合は、市の承諾を得るものとする。
- キ 市は、売店、軽食コーナーの設置面積に応じ、青森市行政財産目的外使用料条例（平成17年4月1日 条例第87号）に定めるところにより、事業者から使用料を徴収する。

9. 公金収納代行業務

- ア 事業者は、青森市斎場条例に規定する使用料を施設利用者から徴収するものとすること。

- イ 申請者から徴収した使用料は、地方自治法施行令第158条の収納の委託に係る規定及び青森市財務規則（平成十七年四月一日 規則第六十三号）等に従った取扱いを行うこと。
- ウ 事業者は、施設利用者から徴収した使用料を、自らの運転資金に充当してはならない。
- エ 事業者は、構成員以外の第三者に、本業務を再委託してはならない。

10. 動物の火葬業務

- ア 事業者は、利用者の心情に配慮して「第8／4 予約受付業務」に従い、人体火葬同様、動物火葬の予約受付と予約の管理を行うこと。
- イ 事業者は、当日の予約に合わせて、受付を行い、利用者より使用料の徴収を行うこと。
- ウ 事業者は、利用者から動物を受取り火葬を行うこと。
- エ 火葬終了後、事業者にて整骨を行うこと。収骨は利用者が行うことを基本とするが、利用者の希望に応じて収骨の手伝いを行うこと。
- オ 徴収した使用料は、特別の事情がない限り、当日又は翌日に現金引継簿にその現金及び納付書を添えて、青森市が指定する金融機関に入金すること。なお、使用料の徴収については、事業者以外の第三者に委託することはできない。

11. 本事業期間終了前の引継業務

- ア 事業者は、本事業期間終了以降も後任者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、引継ぎを行うこと。
- イ 青森市は、業務の引継ぎに必要な事項について、本事業期間終了のおおむね3年前から事業者と協議を開始する。
- ウ 引継ぎについては、引継ぎ内容が不十分であることに起因した事故等を防止するため、危険注意箇所等について十分確認を行うとともに、施設の利用予約に関する情報等、施設の管理運営に必要な情報を遅滞なく後任者へ提供する等、引継ぎに遺漏のないよう留意すること。
- エ 青森市は新斎場を50年以上にわたって使用する予定であり、事業者は50年以上の使用を前提として施設整備業務及び維持管理・運営業務を行う必要がある。また、事業者は、事業期間終了時に新斎場を青森市の定める明け渡し時における新斎場の要求水準を満足する状態に保って青森市に引継ぐものとする。新斎場の事業期間終了時の措置については、維持管理・運営開始後17年目（令和24年度）から、青森市及び事業者は協議を開始するものとする。

12. その他運営上必要な業務

- ア 申請日から先3日以内での火葬ができないとき、臨時の取扱として三次火葬を行うこと。
- イ 分骨にかかる火葬証明の交付の取扱は、青森市斎場条例施行規則第8条に規定する。
- ウ 施設運営に係る総務・経理業務として、以下に示す業務を遂行すること。
 - ・火葬炉運転業務の従事者研修〔接遇及び資質向上・自己研鑽のための研修〕
 - ・要望・苦情処理〔利用者ニーズの把握、クレームの対応、青森市への報告〕
 - ・危機管理体制〔災害時等の待機連絡体制の確保〕
 - ・文書管理〔受付、施設維持管理関係書類の整理保管〕
 - ・経理管理〔施設管理経費の支払い〕
- エ 運営業務に適した実施体制及び人員配置とすること。また、災害時の運営体制についても構築すること。
- オ 火葬炉運転業務の従事者の勤務計画を策定し、業務の監督を行うこと。
- カ サービスの質を確保するため、接遇マニュアルを作成するとともに、定期的に従事者教育・研修を実施すること。
- キ 施設の広報及び情報提供のためにホームページを作成すること。また、市民、葬祭事業者に対し、副葬品に関する啓発を行うこと。